

第1章

米 国

内国民待遇	
(1) 港湾維持税	13
(2) 1920 年商船法（ジョーンズ法）	13
数量制限	
(1) 輸出管理制度	14
(2) 丸太の輸出規制	15
関税	
(1) 高関税品目	15
(2) 時計の関税算定方法	16
貿易手続	
2002 年公衆の健康安全保障並びにバイオテロへの準備及び対策法（バイオテロ法）	17
アンチ・ダンピング	
(1) バード修正条項（DS 217/DS 234）	18
(2) ゼロイング方式によるゼロイング値幅の算定（DS 322）	19
(3) 日本製熱延鋼板に対する米国の AD 措置（DS 184）に関する米国の WTO・DSB 勧告 未履行問題	21
(4) サンセット条項（米国の日本製表面処理鋼板 AD 措置サンセット・レビュー（DS 244） 及び不当に長期にわたる AD 措置の継続）	23
(5) モデルマッチング	27
(6) 大型新聞輪転機に係る事情変更及びサンセット・レビュー	27
補助金・相殺措置	
(1) 輸出企業優遇税制（ETI、旧 FSC）	28
(2) 2002 年農業法	30
原産地規則	
時計の原産地表示規則	32
基準・認証制度	
(1) 自動車ラベリング法	33
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	33
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	34
サービス貿易	
(1) エクソン・フロリオ条項	35
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	36
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	36

(4) 海運分野の外資企業の参入規制	37
知的財産保護制度	
(1) 特許制度（ヒルマードクトリン）	38
(2) 商標制度（オムニバス法第 211 条）	40
(3) 著作権制度	40
(4) 関税法第 337 条	42
政府調達	
バイ・アメリカン関連法令	43
一方的措置・域外適用	
1. 米国通商法 301 条関連	45
(1) 1974 年通商法 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続）及 びその他の関連条項	45
(2) スペシャル 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年 通商法 182 条）	51
(3) 電気通信条項（1988 年包括通商競争力法第 1371～1382 条、「1988 年電気通信貿易 法」）	52
(4) 政府調達制裁条項（タイトルⅦ）（1988 年包括通商競争力法第 7003 条によって修正 された連邦バイ・アメリカン法）	53
(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項	54
2. その他	55
(1) ヘルムズ・バートン法（Cuban Liberty and Democratic Solidarity（LIBERTAD） Act of 1996）	55
(2) ミャンマー制裁法	56
(3) イラン・リビア制裁法（ILSA：Iran and Libya Sanctions Act of 1996）	56
(4) 再輸出管理制度	58

内国民待遇**(1) 港湾維持税****<措置の概要>**

米国は、水資源開発法(1986年 Public Law 99-662)及び関連修正により、米国内の港湾を利用する者(荷主)に対し、貨物(輸出入及び一部国内貨物)の0.125%(1990年までは0.04%)にあたる従価税を賦課する制度を1987年から実施している。

本制度においては、輸入品については、関税の徴収の際に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期毎に船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また国内貨物については、①四半期当たり1万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ、アラスカ原油等の一部の貨物について免除が認められているが、輸入品には認められていない。また、同税から米国陸軍工兵隊(港湾、内陸水路等の浚渫を実施)に交付される年間の上限は5億ドルとされており、余剰額は1997年10月現在11億ドルに達していると発表された。

<国際ルール上の問題点>

- 本制度は、WTO協定上、
- ・輸入品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになり、ガット第2条(関税譲許)に違反する可能性がある。
 - ・捕捉率、免除の有無の点で、ガット第3条(内国民待遇)に違反する可能性がある。
 - ・港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられ、ガット第8条(輸出入に関連する費用)に違反する可能性がある。

等の問題点がある。

<最近の動き>

EUは、本制度について1998年2月にガット第22条に基づく協議要請を行っており(我が国は第三国参加)、1998年3月及び6月に協議を行ったが、それ以降特段の動きはない。

米国内では、本制度につき、1998年3月に連邦最高裁判所が違憲判決を下している。これを受けて、政府は1998年4月25日に輸出者に対する課税を中止したが、輸入者に対しては引き続き港湾維持税が賦課されており、上記の問題点は解決されていない。

(2) 1920年商船法(ジョーンズ法)**<措置の概要>**

米国政府は、本法により、米国内の旅客・貨物輸送を、(i)米国民所有で、(ii)米国造船所で建造された、(iii)米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認め、結果として外国製船舶の輸入を阻害している。

<国際ルール上の問題点>

当該措置はガット第3条(内国民待遇)及び第11条(数量制限の一般的禁止)に違反とすると考えられるが、米国は、この措置を1947年のガットの暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米国以外の加盟国は「上記特則は1994ガットでは引き継がれない」点を受け入れた一方、米国がジョーンズ法等の国内法維持の観点から同措置の維持を主張したため、最終的に1994年のガット・パラグラフ3に例外条項が置かれた。このような経緯により、同条項は極めて例外的に維持されてきたが、WTOの基本原則に照らせば非常に問題である。

更に、1994ガット・パラグラフ3では、協定

の効力発生の日の後5年以内に、その後は2年毎に、免除措置についてその必要性を生じさせた事情の存在をレビューすることとなっているが、米国は『対象法令に変更がないことをもってレビューを終了すべき』との主張を展開し、レビューを安易な検討のみで終了させる傾向にあることから、パラグラフ3の趣旨に違反している可能性がある

なお米国は、「当該措置は、軍事転用可能な船舶の建造・補修を米国の造船所に行わせることにより、米海軍の即応能力を保ち、国家の安全保障を維持することを目的として行われている」と主張しているが、当該制限措置と「国家安全保障の維持」との因果関係については、未だ詳細な説明がなされていない。今後も引き続き米国の対応を注視していく必要がある。

<最近の動き>

本件は1999年7月以来WTO一般理事会において検討が行われているが、米国は国内法に変更がないことを理由に免除継続を主張している。一方、我が国を始め多くの国は、パラグラフ3による免除はガットの基本原則からの重大な逸脱であることに鑑み、同措置の更新は抑制的になされるべきであり、レビューでは真剣な検討を要するとの立場をとっている。2003年12月の一般理事会において、我が国は書面及び口頭にて、①上記年次報告におけるデータの詳細な説明、②以前から我が国が提出を求めているデータ(米国内の外国資本造船企業数、ガット・バラ3の目的で使用される米国籍船舶を建造する造船企業数、及び当該企業の従業員数、年間売上等)の提出、③ジョーンズ法の改正に係る進捗状況の説明等を米国へ要請したが、米側から書面及び口頭両方で回答はあったものの、内容は十分であるとはいえなかった。今後も引き続き米国の対応を注視していく必要がある。(海運

サービスとの関係については、本章「サービス貿易」参照)。

数量制限

(1) 輸出管理制度

<措置の概要>

米国では、「国際緊急経済権限法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合には、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。同法に基づき発動された1973年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974、1975年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

<国際ルール上の問題点>

UR合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第12条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。なお、国際ルールとの直接の抵触はないにせよ、この制度は貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

<最近の動き>

WTO農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、主張している。2004年7月のWTO枠組み合意付属書A(農業のモダリティ確立のた

めの枠組み)において「農業協定12条1項の輸出禁止及び制限に係る規律が強化される。」ことが合意されたが、2005年度においても、農業交

渉会合、各国とのバイ協議をはじめとする様々な機会をとらえ、上述の主張を展開している。

＜図表米ー1＞ WTOにおける農業分野の輸入国と輸出国の規律に関する対比表

	輸入側	輸出側
関税	・全農産物の輸入関税を譲許。 ・UR合意による削減義務有り。 ・ルールに則ったセーフガード措置により引き上げが可能。	・輸出税は非譲許。 ・輸出税は削減義務無し。 ・規律がないため、新設や引き上げは自由。
数量制限	・輸入数量制限は原則として関税化。 ・最低輸入機会（ミニマム・アクセス）を設定。	・以下を条件に輸出制限の新設や存続が可能。 ①輸入国の食糧安全保障に及ぼす影響に配慮する。 ②事前に通報し、要請があれば輸入国と協議。

(2) 丸太の輸出規制

＜措置の概要＞

米国は、マグラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990(1990年森林資源保全及び不足緩和法)」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、西経100度以西の連邦所有林・州有林からの丸太の輸出が全面的に禁止されている状態にある。

＜国際ルール上の問題点＞

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置(ガット第20条(g))等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めた第11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太のみの輸出規制であるため、ガット第20条(g)では正当化されず、ガット11条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を理由として国内産業の保護を行っている可能性があることから、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行うとともに、バイ協議の場でも問題提起を行っている。

2005年度においても、引き続き上述のような対応をとりつつ我が国から改善を求めた。

関 税

(1) 高関税品目

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は3.2%であるが、毛織物(最高25%)、ガラス製品(最高38%)、陶磁器(最高28%)、トラック(25%)、履物(最高48%)等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、乗用車が2.5%であることに比べて非

常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件にさらされているため、我が国としてもその引下げに強い関心を有している。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

時計完成品の関税は各部品毎に関税額を計算し、合計することとなっている。このため、関税算定が複雑であり、貿易手続が煩雑となっている。

例えば腕時計については、i ムーブメント、ii ケース（外装）、iii ストラップ・バンド・プレスレット、iv バッテリー毎に計算し、合計することを規定している。つまり、完成品である腕時計の関税分類である 8 桁よりも更に細かい分類で、ムーブメント、ケース、バンド、電池の各部品毎に分類が定められており、各部品毎にそれぞれの税額を計算し合計しなければならない。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は譲許表修正に係る手続を経て行われているものであり、

WTO ルールに違反するものではないが、貿易事業者に過度の負担を強いることとなっている。

また、こうした部品毎に算定するシステム（component price break down system）は、国際的にも希であり、さらに、このシステムは機械式時計（現在世界中で作られている時計のうち、機械式のものは 2 % に満たない）が主流であるケースを前提としており、現在の時計産業の実態に適合していない。

<最近の動き>

こうしたことから、1998 年及び 1999 年の日米規制緩和対話において、時計の米国輸入の際の関税算定に当たり、時計について HS 分類 6 桁ベースで分類し、各部品毎の関税額を合計して関税額を設定する方式を改め、時計完成品の HS 分類 6 桁ベースで関税率を定めることにより貿易手続の簡素化を図るよう要望した。しかし、1999 年 3 月に発表された ITC（国際貿易委員会）の関税簡素化のための報告書においては、依然として、HS 分類 6 桁ベースに統一されておらず、8 桁分類に依存しているとともに、サイズ分類、価格分割が残存しており、改善が十分ではない。

この後、2002 年、2003 年の日米規制改革イニシアティブにおいて、改めて本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された日米規制改革イニシアティブ報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で日本国政府との議論を継続する。」旨両首脳に報告がされた。

また、2005 年 12 月に開催された日米貿易フ

フォーラムにおいても本件が取り上げられ、関税率算定方法についての改善を要求した。

本件要望は、複雑な関税制度により貿易手続きが煩雑となっていることに問題があるが、米国が我が国のように時計の輸入関税を撤廃すれば、本件問題は一気に解決することとなる。

貿易手続

2002年公衆の健康安全保障並びにバイオテロへの準備及び対策法（バイオテロ法）

<措置の概要>

米国食品医薬品局（FDA）は、2002年6月に米国に食品を発送する輸出業者及び個人に食品施設の登録や食品発送の事前通知などを義務付ける「2002年公衆の健康安全保障並びにバイオテロへの準備及び対策法（バイオテロ法）」を制定した。これを受けて、2003年12月には、「食品施設の登録」及び「輸入食品発送の事前通知」に関する暫定最終規則を公表したものの、これと同時に、制度施行に伴う混乱を避けるために正式な規則を運用するまでの猶予措置として運用指針を示した。そして、現在は今後公表される予定の最終規則の内容を検討している。

<国際ルール上の問題点>

この制度が施行されるに伴って、アメリカに輸出を行う我が国の輸出業者及び個人に対して過度な負担をかける恐れがあることから、日本政府は、上記の暫定最終規則が公表されるに際して、募集されたパブリックコメントに対して意見を提出するなどの取り組みを行ってきた。その結果、公表された暫定最終規則や運用指針においては、食品施設の登録情報の定義を明確にするなど一定の改善がみられる。

他方、ガット第8条において輸入及び輸出の手続きの範囲及び複雑性を局限し、並びに輸入及び輸出の所要種類を少なくしかつ簡易化することが求められている観点からも問題があるものと考えられる。特に、一般個人が食品を発送する際に事前通知の手続きを必要とすることが、依然として残された課題としてある。また、現時点では、運用指針により暫定的に柔軟な対応をとることとしているにも拘らず、税関監視官の判断で輸入が差し止められる場合があり、実際の運用が恣意的になっているという問題がある。

さらに、バイオテロ法に関し日本語で照会できる窓口が公表されておらず、また、運用指針などに変更があった場合に遅滞なく日本語により入手できる情報がインターネットサイトなどに示されていない点などにも問題がある。

<最近の動き>

米国は、現在、我が国を含む各国からの意見を踏まえ、最終規則を準備中であり、我が国としてその動向を注視していく必要がある。

アンチ・ダンピング

米国は、基本的に世界の主要市場の中でも最も開放的な市場の一つである一方、通商制度及びその運用には一方的・保護主義的な側面が多く見受けられる。AD分野は隠れた保護主義が見られる最大の分野の一つであり、これまで多くの国がその問題点を指摘してきたが、依然濫用的な運用がなされている点が存在することから、運用が協定整合的に行われるか注視し、問題点があれば指摘していくことが重要である。

これまで、わが国としては、全般的な問題として、ダンピング認定に係わるゼロイングや非

対称な価格比較（CEP（構成輸出価格）オフセット等）、関連者の判断基準、知り得た事実（ファクツ・アベイラブル）の適用方法、損害認定に係わるキャプティブインポート（次工程向け産品）の取り扱い、課税対象範囲に係わる後発開発産品に関する同種産品の判断における取り扱い、サンセット・レビューの判断基準等の問題を指摘し、これらについては依然として問題の生ずる可能性があると考えているところ、今回は最近のケースとして以下の諸事項を指摘することとする。

（1）バード修正条項（DS 217/DS 234）

＜措置の概要＞

バード修正条項とは、米国政府が徴収したAD税及び相殺関税による収入を、当該措置を提訴した米国内の生産者等に分配する法律であり、AD措置及び相殺措置の保護貿易効果を拡大させるとともに、AD措置及び相殺措置の申請を増加させる効果を有するものと考えられる。2000年10月、1930年関税法の一部を修正するものとして成立した（提案者R、バード上院議員の名を冠して通称「バード修正条項」と呼ばれる。）

＜国際ルール上の問題点＞

2000年12月、日本、EU、オーストラリア、韓国、ブラジル、インド、タイ、インドネシア、チリの9か国・地域は、バード修正条項がWTO協定に違反するとして、WTO紛争解決手続に基づく対米協議を共同で要請し、同様に、2001年6月カナダ、メキシコが対米協議を要請したが、いずれも解決に至らず、2001年8月および9月にそれぞれパネルが設置され、これらは単一パネルとして審議されることとなった。2002年9月、バード修正条項を協定違反とするパネル報告が発出されたが、これを不服とする米国

は2002年10月に上訴した。2003年1月、上級委員会は以下のとおりパネルの判断を支持する報告書を発出した。すなわち、AD／補助金協定では、同協定及びガットに合致する「ダンピング輸出／補助金に対する措置」（specific action against dumping/subsidy）とは、確定ダンピング防止税／相殺関税、暫定措置及び価格約束の3つのみをいうと解されているところ、バード修正条項上採られる措置は、その要件から見て、「ダンピング輸出／補助金に対する措置」に該当するが、協定で許容される3つの措置にはあたらないので、バード修正条項自体が両協定違反である（AD協定18.1条等）とした。同法は協定違反とする報告書を全加盟国へ配布し、同月、紛争解決機関（DSB）にて同報告書が採択された。同報告書では、バード修正条項を同年12月末までに協定に整合的なものとするよう是正が勧告された。

しかし、履行期限を徒過した後も、米国に勧告履行の動きが見られなかったため、2004年1月、我が国、EU、カナダ、韓国、メキシコ、ブラジル、インド、チリの8か国・地域は、WTOに対抗措置の承認申請を行った。これに対し、米国が申請された対抗措置の規模が適切でないとして異議を申し立てたため、本件は、1月26日のDSB会合において、対抗措置の程度を決定する仲裁手続に付され、同年8月、バード修正条項に基づき米国産業界に分配された金額に0.72を乗じた金額を対抗措置の規模として認める旨の仲裁判断が示された。

同年11月、チリを除く上記7か国・地域は対抗措置の内容についてWTOに承認申請を行った。同申請は、各申立国・地域が仲裁判断により認められた規模の範囲内で、米国からの輸入に対して追加関税の賦課を行うというものであり、同月、承認された。また、チリも12月に同様の対抗措置を申請し、承認された。

対抗措置の内容に係る WTO の承認を受け、2005 年 5 月に EU、カナダが、8 月にメキシコが、また 9 月に我が国が対抗措置を発動した。

<最近の動き>

2006 年 2 月 8 日、米国ブッシュ大統領の署名により、2005 年赤字削減法が成立した。本法には、① 2005 年 10 月 1 日に遡って、1930 年関税法 754 条（バード修正条項）及びその関係法令を廃止する旨、② 2007 年 10 月 1 日より前に通関された製品については、バード修正条項及びその関係法令が廃止されていないものとして、同条項に基づき分配を行う旨の規定が含まれている。

バード修正条項廃止は、これまでの我が国の求めに沿うものであり、大きな前進として歓迎するが、同法案では経過的措置として分配が継続されることとなっており、依然として AD 措置等申請のインセンティブと不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。我が国としては引き続き米国に対し、速やかに分配を停止するよう働きかけていく必要がある。なお、対抗措置の取り扱いについては、共同申立国・地域間で調整と連携を取りつつ、適切に対処していくことが重要である。

(2) ゼロイング方式によるゼロイング 値幅の算定 (DS 322)

<措置の概要>

米国では、調査の結果得られたある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い場合、加重平均の際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表米一 2 参照）。

2001 年 3 月に WTO 紛争解決機関会合で採択された EU によるインド製ベッドリネンに対

する AD 措置の上級委員会報告書において、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均でダンピング・マージンを算出する際にゼロイング手法を用いることの WTO 協定不整合性が認められている。しかし、米国は、ゼロイングが WTO 協定違反であると認定されたのは、当該個別のケース（いわゆる as applied、EU によるインド製ベッドリネンに対する AD 措置及びカナダ産軟材に対する米国の AD 措置）についてのものであって、米国のゼロイング手法そのもの（いわゆる as such）が WTO 違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング手法を適用している。

<国際ルール上の問題点>

ベアリング産業をはじめとする我が国産業界は、上記ゼロイングが適用されることによって、本来よりも過大な AD 税が賦課される、その過大な AD 税が不当に継続される等の被害を長年被ってきたことから、2004 年 11 月、本件について対米 WTO 協議要請を行い、翌月、二国間協議を行ったが、満足な結果が得られなかったことから、2005 年 2 月にパネル設置を要請し、同月、パネル設置が決定された。現在、パネルにて審議中であり、近々中間報告書が発出される見込みである。

主な論点は以下の通り。

① 日本側の主な主張

米国による個別ケースに対するゼロイングの適用 (as applied) の違法性ととともに、米国のゼロイング制度そのもの (as such) の違法性を主張。違法性の根拠は多岐に亘るが、中でも①ゼロイングにより「産品全体 (product as a whole)」でダンピング・マージンを定めていないことが WTO 協定違反、及び②ゼロイングにより「公正な比較 (fair comparison)」を行っていないことが WTO 協定違反

であるという論点が中心。

② 米国側の主な反論

米国の反論は多岐に亘るが、概ね、①ゼロイング制度は紛争解決手続の対象である「措置 (measure)」ではない、②WTO 協定には「産品全体 (product as a whole)」でダンピング・マージンを定めなければならないという義務はない、③ゼロイングは「公正な比較 (fair comparison) の義務に違反しない、というもの。

<最近の動き>

我が国が提起した米国ゼロイングケースについて、現在パネルにて審議が行われているところ。本件については、WTO の紛争解決手続を通じ、米国がゼロイング措置を早期に撤廃することを引き続き求めていく必要がある。

なお、EU が設置要請し、審議が行われていた米国のゼロイングに係るパネルについては、2005 年 11 月にパネル報告が配布された。パネルは、米国のゼロイングについて、EU の主張の一部を認め、①初回調査におけるゼロイングの、個別ケースにおける適用 (as applied) 及び、②初回調査におけるゼロイング手法そのもの (as such) に係る AD 協定 2.4.2 条違反を認定した。しかし EU の主張のうち、①行政見直しにおけるゼロイングの、個別ケースにおける適用 (as applied)、②行政見直しにおけるゼロイング手法そのもの (as such) 及び③新規参入者見直し、事情変更に基づく見直し、及びサンセット・レビューにおけるゼロイング手続そのもの (as such) の WTO 協定違反については認められなかった。本件については、我が国、インド、メキシコ、アルゼンチン、中国、香港、ノルウェー、台湾、トルコ及び韓国という多数の国が第三国参加を行った。現在、上級委員会で審理

が行われている。また、EU の他、メキシコ、アルゼンチン、タイ等もゼロイングに関して対米 WTO 提訴を行っており、我が国はこれら案件についても第三国参加を行うなどして、ゼロイング制度廃止を求めていくことが望ましい。

なお、米国はカナダ産軟材ケースの勧告の履行において、別の比較手法にゼロイングを適用して、更に過大なダンピング・マージンを適用する決定を行った。我が国としては、いかなる手法を用いようともゼロイングは禁止される旨を主張していくべきである。

また、我が国は 2004 年 5 月、WTO・ルール交渉において、AD フレンズ 13 カ国と共にゼロイングに関する AD 協定改正の提案を行った。提案の概要は以下のとおり。

- AD 協定第 2.4.2 条に規定された 3 つの比較方法 ((1)正常価額の加重平均と輸出価格の加重平均との比較、(2)個々の取引における正常価額と輸出価格の比較、(3)正常価額の加重平均と個々の輸出取引価格との比較) の全てについてゼロイングを禁止する。
- 初回調査のみならず、AD 税額確定のためのレビューや AD 措置の継続・撤廃のためのレビュー等を含む全ての手続きにおいてゼロイングを禁止する。
- 調査対象期間をいくつかの期間 (四半期・月別等) に分けて、一旦、期間毎のダンピング・マージンを算出し、その後、合算して最終的なダンピング・マージンを計算する場合においても、ゼロイングを禁止する。

さらに、2005 年 5 月には、行政見直し (AD 協定 9.3 条) 等において、AD 協定 2 条の規定が適用されることを明文化し、見直し時におけるゼロイングを禁止する旨の提案を、AD フレンズ共同で行った。

<図表米－２> 不公正な価格比較の事例

	国内価格(＄)	輸出価格(＄)	製品毎のダンピング・マージン
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	－50（これをゼロとみなして計算）
製品D	105	85	20

(販売量については計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(注)・ゼロイングを使用しない場合、ダンピングマージン(DM)は次のようになる。

$$DM = \frac{20+10-50+20}{95+70+150+85} \times 100 = 0\%$$

とダンピングマージンが発生していないにもかかわらず、ゼロイングを行ったために

$$DM = \frac{20+10+0+20}{95+70+150+85} \times 100 = 12.5\%$$

人為的にマージンが創出されてしまう。

(3) 日本製熱延鋼板に対する米国のAD
措置(DS184)に関する米国のWTO

・DSB 勧告未履行問題

<措置の概要>

米国は、1998年10月8日、日本製熱延鋼板に対するAD調査を開始し、1999年6月にAD税賦課を決定した。

2000年1月、我が国は、本AD調査におけるダンピング・マージンの算出方法、AD税の遡及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法、不公正な調査手続はガット及びAD協定に違反するとして、WTO紛争解決手続に基づき米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年3月にパネルが設置されることになった（ブラジル、カナダ、チリ、EU及び韓国が第三国参加）。

2001年2月に配布されたパネル報告書では、一部について日本の主張が認められたものの、一部については退けられた。このため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年4月に上級委員会に上訴し（韓国、EU、カナダ、ブラジル、チリが第三国参加）、同年7月に日本の主張を概ね認める内容の上級委員会報告書が配布され、同年8月の紛争解決機関（DSB）会

合において採択された。

パネル及び上級委員会報告書で支持された我が国の主張内容は以下のとおりである。

- ① ダンピング・マージン算出において、米国商務省が調査対象企業3社に対して「知り得た事実に基づく認定(ファクツ・アベイラブル)」を不当に適用し、高率のダンピング・マージンを課したことはAD協定6.8条及び付属書IIに違反。
- ② 米国商務省が調査対象企業以外の者に適用されるダンピング・マージン(all others rate)を算出する際、「知り得た事実に基づく認定」を含めたことはAD協定9.4条違反、18.4条等に違反。
- ③ 国内価格(正常価額)の算出において、米国商務省が恣意的に設定した基準を基に算定した日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして国内価格から除外してダンピング・マージンを計算したことはAD協定2.1条に違反。
- ④ 損害の認定に関して、輸入品の市場シェア及び米国鉄鋼産業の利益率の決定の際、次工程向け産品を除く市販向けの市場に「主として焦点を当てる(focus primarily)」方法で損

害認定を行ったことは、産業全体について損害の認定を義務づける AD 協定 3.1 条及び 3.4 条に違反。

上級委員会報告に示された勧告の内容は以下の通りである。

- ① all others rate の算出方法を規定する米国 AD 法の改正
- ② 国内価格（正常価額）の算出の際の日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして除外する恣意的な基準の廃止
- ③ 米国商務省による AD 協定整合的なダンピング・マージンの再計算
- ④ 米国国際貿易委員会による AD 協定整合的な損害の再認定

パネル・上級委員会勧告の妥当な実施期間（RPT）については、2002 年 2 月、DSB による仲裁によって上級委員会報告書採択から 15 か月（2002 年 11 月 23 日まで）と定められた。しかし、米国はこの RPT 内に、上記②及び③については規則改正及び再計算を行ったものの、①及び④については全く履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するために RPT を延長したい旨我が国に要請、我が国もその要請を了承し、RPT は「米国第 108 議会第 1 セッションの終了時又は 2003 年末のいずれか早い時期まで」に延長された。その後、米国行政府は、2003 年 4 月にゼーリック通商代表とエヴァンス商務長官の連名で議会に対して法案提出を求めるレターを发出するなど、法改正への働きかけを行ったものの、履行期限である 2003 年の米議会の会期末が近づく中で法改正の目途が立たず、期限までに履行ができないうとして、2004 年 7 月末までの RPT の再延長を要請、更にその後 2005 年 7 月末までの RPT の再々延長を申し出た。我が国としては、米国政府が既にダンピング・マージ

ンの再計算等を行うと共に、引き続き法律改正について努力を続けていることなどから、履行期限を延長して改正を引き続き求めることが適当と考え、いずれも要請に応じた。

<国際ルール上の問題点>

WTO 勧告の実施の遅延は WTO 紛争解決制度の信頼性を揺るがすものであり、大きな問題である。未履行となっている 2 点につき、AD 協定上の問題点の詳細は以下の通りである。

○「その他企業」のダンピング・マージン（all others rate）の算出方法を規定する米国 AD 法の改正

AD 協定では、調査対象企業が広範にわたる場合、ダンピング・マージン算出の際の標本抽出を調査対象企業の一部に限定し（サンプリング：6.10 条後段）、その他の企業については、調査された企業から提出されたデータに基づいて算出したダンピング・マージンの加重平均を超えない範囲でダンピング・マージンを算出することを認めている（9.4 条）。しかし、この場合、当該ダンピング・マージンの上限の算出根拠には「知り得た事実（ファクツ・アベイラブル）」が一切含まれてはならないことが規定されている（9.4 条後段）。

一方、米国の関税法は、その他の企業のダンピング・マージンの算出の際に、サンプリングされた企業のダンピング・マージンの算出が全て「ファクツ・アベイラブル」に基づいて算出されている場合のみ、これに基づいてその他の企業のダンピング・マージンを算出してはならないと規定している。逆に言えば、「ファクツ・アベイラブル」に部分的に依拠している場合には、これを基に、「その他企業」のダンピング・マージンを算出することを許容している。これは、上記の通り、当該ダンピング・マージンの

上限の算出根拠に、ファクツ・アベイラブルが一切含まれてはならない旨規定している AD 協定に反する。

○米国国際貿易委員会による AD 協定整合的な損害の再認定

損害の認定に関して、米国国際貿易委員会は、輸入品の市場シェア及び米国鉄鋼産業の利益率の決定の際、次工程向け産品を除く市販向けの市場に「主として焦点を当てる (focus primarily)」方法で損害認定を行ったが、これは産業全体について損害の認定を義務づける AD 協定 3.1 条及び 3.4 条に違反である。

<最近の動き>

上記① (米国 1930 年関税法の改正) については、2005 年 5 月 19 日、勧告実施のための法案 (H.R.2473) が議会に提出されたものの、2005 年 7 月末の履行期限までに成立する見通しは立っていなかった。このため、4 度目の履行期限延長を行うことが検討されたが、これ以上履行期限を延長することは何ら効果が期待できないばかりか、WTO・紛争解決手続の信頼性を損ないかねないため、2005 年 7 月 7 日、本件 DSB 勧告の実施に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえつつ、これ以上猶予期間の延長は行わず、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで合意した。なお、この合意は 2005 年 7 月 20 日の DSB 定例会合において承認された。

今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った実施を行うよう、強く働きかけて行く必要がある。

(4) サンセット条項 (米国の日本製表面処理鋼板 AD 措置サンセット・レビュー (DS244) 及び不当に長期にわたる AD 措置の継続)

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、AD 協定には新たにサンセット条項が明文化され (AD 協定 11.3 条)、AD 課税はダンピング・損害双方についての見直しで措置の継続の必要性があると認定された場合を除き、5 年間で失効 (サンセット) することとされている。このウルグアイ・ラウンド合意を受け、米国の AD 法にもサンセット条項が盛り込まれ、サンセット・レビューが行われることとなったが、対日 AD 措置のうち、措置の発動・延長後 5 年を経過した 64 件中、撤廃に至った 35 件のほとんどは、米国の国内産業側が AD 措置存続について一切関心を表明しなかったために失効したものであり、それを除くと、多くの措置が延長されている。フル・レビューの結果、米国国際貿易委員会 (ITC) が撤廃の判断を下したのはわずか 9 件にとどまっており (2000 年以降はゼロ)、米国商務省 (DOC) が撤廃の判断を下したものは 1 件もなく (図表米一 3)、結果的に米国の AD 措置のうち半数近くが 10 年を超えるものとなっている。(図表米一 4)

＜図表米－3＞ 対日賦課品目における確定 AD 税賦課命令（価格約束を含む）のサンセット・レビューによる撤廃・継続状況（WTO 発足後）

レビュー開始年	1999 年以前				2000 年以降			
結果	失効 (国内産業からの関心表明無)	SR 実施			失効 (国内産業からの関心表明無)	SR 実施		
		ITC 撤廃	DOC 撤廃	継続		ITC 撤廃	DOC 撤廃	継続
	17	9	0	17	9	0	0	12

(注) 米国は WTO 協定発効前の措置についても 1998 年から順次サンセット・レビューを行った。

(注 2) 記載のデータは第 2 回目のレビューを含めた数である。

また、一部撤廃は「継続」として数えている。

(2005 年 12 月末現在) (勸公正貿易センター作成資料による)

＜図表米－4＞ 10 年以上にわたって措置が継続されている対日 AD 税賦課命令（2005 年 12 月 30 日現在、価格約束を含む）

発動日	対象品目	継続期間
1973 年 12 月 6 日	ポリクロロプレン・ゴム	32 年間
1978 年 12 月 8 日	PC 鋼より線	27 年間
1987 年 2 月 10 日	溶接管継手	18 年間
1988 年 3 月 25 日	ステンレス溶接管継手	17 年間
1988 年 8 月 12 日	真鍮板	17 年間
1988 年 8 月 24 日	フッ素樹脂	17 年間
1989 年 5 月 15 日	ボールベアリング (玉軸受)	16 年間
1991 年 5 月 10 日	グレイポルトランドセメント	14 年間
1993 年 8 月 19 日	表面処理鋼板	12 年間
1994 年 6 月 10 日	電磁鋼板	11 年間
1995 年 2 月 21 日	ステンレス棒鋼	10 年間
1995 年 8 月 11 日	油井管	10 年間

＜国際ルール上の問題点＞

前述のとおり、AD 措置は、レビュー手続において、継続の必要性（ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること）が認められない限り、5 年で失効するよう AD 協定に明記されている。しかしながら、米国のサンセット・レビュー手続の実態は、その関連法令、施行規則、内規及び運用において、「原則継続・例外撤廃」となっており、原則と例外が逆転し

ている。このため、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度は AD 協定に不整合であると考えており、問題視している。実際に、米国のサンセット・レビューの実施状況をみれば、対日 AD 措置に関し、64 件のサンセット・レビュー結果が判明したが、うち 29 件について措置の継続の必要性があると決定されている。(図表米－3)

我が国は、AD 措置は原則 5 年間で失効する

とした AD 協定の基本原則を確認すべく、代表的かつ我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対する AD 措置サンセット・レビューに関して、2002 年 1 月米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。同年 3 月に米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年 5 月にパネルが設置（ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加）され、審理が行われた。

2003 年 8 月 14 日、パネルは我が方の主張を退け、米国は本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認めないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月 15 日に論点を絞った上で上級委員会に上訴を申し立てた。同年 12 月 15 日、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の本決定が WTO 協定不整合であるとまでは判断できないとした。

我が国の主張と上級委報告の論点の概要は以下のとおり。

①米国商務省の内規（サンセット・ポリシー・ブルテン（SPB））自体の WTO 整合性

- ・我が国は、SPB は AD 協定 18.4 条における行政上の手続に該当し、かつ、事実上の強行規定であるから、SPB そのものの違法性は審査対象とならないとしたパネルの判断は誤りであると主張。
- ・上級委は、パネルの判断を覆し、米国商務省の内規である SPB それ自体が、法的拘束力を持つか否かに拘わらず、WTO (AD 協定) 整合性を問えるものであると判断した。しかし、SPB の規定が、WTO 協定に違反するものか否かの事実認定がパネルにおいてなされ

ていないため、WTO 整合性は判断できないとした。

② AD 協定 2.4 条のサンセット・レビューへの適用・ゼロイングの禁止

- ・我が国は、サンセット・レビューにおける「ダンピング」の存在の認定には、AD 協定第 2 条の「ダンピングの決定」の基準が適用されるべきであり、商務省が AD 協定第 2 条に不整合であるゼロイング手法を用いて計算したダンピング・マージンに基づいて、ダンピングの継続・再発の蓋然性を認定したことは、「ダンピング」の存在を認定するための証拠として AD 協定違反であると主張。
- ・上級委は、もし WTO 協定に不整合なゼロイング手法を用いて計算されたダンピング・マージンが、サンセット・レビューでの判断根拠とされていれば、AD 協定 2.4 条及び 11.3 条違反となると判断し、パネルの判断を覆した。しかし、米国商務省が本件で用いたダンピング・マージンの計算方法が WTO 協定に不整合なゼロイングに該当するか否か等の点についての事実認定がパネルにおいてなされていないため、結論としては、上級委は AD 協定整合性を判断できないとした。

③サンセット・レビューにおけるダンピング判断の判断単位（国別または企業別）

- ・我が国は、本件サンセット・レビューにおいて、ダンピングの認定を国毎に行い、個別企業毎の認定を行っていないことについて AD 協定整合的としたパネルの判断は誤りであると主張。
- ・上級委は、SPB それ自体について、AD 協定整合性は問えない措置であることのみを理由にしたパネルの判断は覆したものの、AD 協定 11.3 条（サンセット・レビュー）は、企業

毎にダンピングの継続・再発の蓋然性を決定するよう義務づけていないと判断した。よって、ダンピングの継続・再発の蓋然性は国毎に判断すべきと規定している SPB それ自体は WTO 不整合ではないと判断し、我が方の主張を斥けた。

④本件サンセット・レビューにおけるダンピングの継続・再発の蓋然性の判断基準

- ・我が国は、本件サンセット・レビューにおいて、AD 協定が措置継続の条件として掲げる将来のダンピングの継続についての調査・立証が十分に行われており、AD 協定整合的であるとしたパネルの判断は誤りであると主張。
- ・上級委は、本件サンセット・レビューでは、米国商務省が合理的にダンピングの継続・再発の蓋然性を決定できる事実を有していなかったとはいえないとして、我が国の主張を斥けた。

米国の本決定が WTO 協定不整合であるとは判断できないとの上級委の結論は、大変遺憾であった。しかしながら、当該紛争において上級委が、我が国の法的主張の一部を認めたこと（① SPB も WTO で争い得ること、②「ゼロイング」が初回調査以外の段階でも広く禁止され得ること）は、その後の AD 手続に対する規律強化に繋がり得るものと考えられる。

<最近の動き>

WTO 協定上、AD 措置は、原則 5 年間で失効するとされているにも拘わらず、米国政府が安易に措置の延長を繰り返し、不当に長期にわたって AD 措置を継続していることについては、世界的に批判が強い。このため、我が国だけでなく、メキシコ、アルゼンチン等も米国のサン

セット・レビューの制度及び運用が不当であり、WTO 協定に整合的でないとして、紛争処理機関において争ってきたところである。そのみならず、米国内のユーザー産業が原材料の供給不足に直面し、AD 措置の早期廃止を要望しているケースもある。例えば、1973 年から措置が継続されているポリクロロブレン・ゴムについては、米国内のユーザー産業から米国政府等に対し、当該 AD 措置の撤廃に向けた働きかけを行っているとの情報がある。我が国は、米国政府との二国間対話において、係る案件でも表面化するように、不当に長期にわたる AD 措置は、AD 税賦課対象国の産業のみならず米国内産業にも悪影響をもたらすことを主張し、米国政府に対して、AD 措置を原則 5 年で廃止することを明確化し、WTO ルールに従った適切なレビューを行うよう要求している。

また、米国のサンセット・レビューの制度・運用上の問題については、WTO の紛争解決手続だけではなく、AD 協定自体の文言自体を改正し、規律強化することで解決しようとする動きもある。具体的には、我が国は WTO・AD ルール交渉において、他国と共同で、サンセット・レビューの規律強化（全ての AD 措置は、いかなる場合にあってても AD 税賦課命令から少なくとも 5 年以内に撤廃する）提案を行っている。また、2005 年 9 月には、カナダより、AD 措置の賦課から 5 年経過以前のレビュー終了、当局の職権でのレビュー開始の禁止、国内産業の支持と一定の証拠の提出をレビュー開始の要件とすること等、サンセット・レビューの規律強化を図る提案が提出された。

今後とも、WTO 紛争解決手続や二国間での対話、米国の実際のサンセット・レビュー等において、米国が AD 協定の原則に従ったレビューを実施するよう求めていくとともに、AD 交渉を通じた規律強化に一層尽力していく必要が

ある。

(5) モデルマッチング

<措置の概要>

ダンピング・マージン算定の際、調査当局は、調査対象の輸出品及び輸出国における国内の同種の製品について、まず各モデルを分類し、次に輸出モデルと「同一」又は「最も類似している」国内モデルを特定する（いわゆるモデルマッチング）。このモデルマッチングに関し、商務省は、日本製ボールベアリングに関するダンピング防止措置に係る 2003/04 年度の年次行政見直し調査において、過去 14 回の全ての調査において使用し特段問題の見られなかったモデルマッチング方法を、説得力のある理由もなく、本来類似性のない製品同士の価格比較が行われ得る新たなモデルマッチング方法に変更したいとの通知を行った。

<国際ルール上の問題点>

新たなモデルマッチング方法は、日本の事業者に対して国内販売及び価格に関する膨大な量のデータ提出を新たに要求し、過大な負担を与えるものである。また、AD 協定 2.4 条は、輸出価格と国内価格との公平な比較（fair comparison）を規定しているが、新たなモデルマッチング方法では、本来類似性のない製品同士の価格比較が行われ、価格戦略上の予見可能性が失われる。また、新たなモデルマッチング方法により行われるレビューは、新制度の適用以前の輸入取引にも適用されるため、実質的に新制度が遡及適用されている。更に、バード修正条項が現在も効力を有している中、同条項の最大の標的の対象となっている外国製ベアリングについて、ダンピング・マージンの更なる拡大および米国競争業者への配分額増加につながり得るものである。

<最近の動き>

2004 年 8 月、経済産業省は、商務省宛にレターを送付し、当該モデルマッチング計算方法変更につき再考を求めた。また、同年 12 月に開催された日米規制改革イニシアチブ会合においても、新モデルマッチング計算方法の問題点を指摘すると共に、手法の変更を撤回するよう再考を要望した。並行して、我が国関係企業からも、同様に方法変更に係る問題点を指摘し撤回を求めているが、2005 年 9 月、米国商務省は 2003～2004 年に係る行政見直しについて新たなモデルマッチングを用いてダンピング・マージンを計算し、最終決定を行った。

我が国としては、米国政府に対し、新しい手法が前述のような問題を持ち、遡及適用の問題をも抱える、不公正なものであることを十分認識し、手法の変更を撤回するよう、求めていく必要がある。

(6) 大型新聞輪転機に係る事情変更及びサンセット・レビュー

<措置の概要>

2005 年 5 月、米国商務省は、日本製大型新聞輪転機に対する AD 措置について、事情変更に基づくレビューを開始することを公示した。

日本製大型新聞輪転機については、2002 年 1 月に行政見直しの結果、一部の日本企業（東京機械製作所㈱、以下「TKS」という。）に対する措置が撤廃され、同年 2 月にサンセット・レビューを経て措置自体が撤廃されている。行政見直しにおける TKS に対する措置の撤廃は、過去 3 回の行政見直しにおいてゼロマージンであったためであり、また、サンセット・レビューでは、米国内の唯一の生産者がレビューへの参加意図を取り下げたため、措置の撤廃が決定された。

本事情変更レビューは、TKS に対する AD

措置を撤廃する判断要素となった 1997-1998 年に係る行政見直しについて、別途、米国 1916 年 AD 法に基づき TKS に対し提起された訴訟において TKS からの情報提供が適切に行われていなかったとの事実認定がなされたことから、商務省の職権により開始された。

2006 年 3 月 2 日、商務省は、① 1997-1998 年のダンピング・マージンを見直し、59.67 %とすること、② 2002 年 1 月の TKS に対する AD 措置撤廃の決定を取り消すこと、及び③ 30 日以内に新たなサンセット・レビューを開始するとの最終決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

本レビューで変更されたのは 1997—1998 年の輸出であり、事情変更レビューによって不当に長期の遡及適用が認められることにより、法的安定性や予測可能性が害される懸念がある。加えて、2002 年のサンセット・レビューでは、米国内生産者のレビュー参加への意図取り下げにより AD 措置が撤廃されており、商務省が本件事情変更レビューを開始した理由とは全く異なる。仮に、一度サンセットされた AD 措置自体を復活させることになれば、本件事情変更レビューの対象となっている企業のみならず、当該品目の輸出取引を行っている他の日本企業にとっても、通常取引に対する予見可能性を著しく害することとなり、AD 協定 11.3 条に照らしても問題がある。

<最近の動き>

我が国は、これまで二国間協議等を通じ、米政府に対し、本件レビューに対する懸念を表明するとともに、善処を申し入れている。一連のレビューが上記のような問題点を抱えるものであることを踏まえ、我が国としては、WTO の場や二国間での協議を通じ、米国側に本件レ

ビューの WTO 協定との整合性を質すとともに、我が国企業が不当な不利益を被ることのないよう、積極的に対応することが必要である。

補助金・相殺措置

(1) 輸出企業優遇税制 (ETI、旧 FSC)

<措置の概要>

米国は、米国内で生産した物品を米国域外で販売またはリースを行う外国企業（外国販売会社（FSC：Foreign Sales Corporation））が得る収入のうち、一定以上の米国産品を含む輸出収入の一定部分を所得税の課税対象から控除するとともに、米国の親会社が FSC から受け取る配当金についても所得税の対象から控除している。当該制度は、主に米国の親会社が海外領等に設けた子会社を通じて輸出活動を行う際に用いられている。

<国際ルール上の問題点>

EU は、1997 年 11 月、当該輸出免税制度が補助金協定第 3 条で禁止されている輸出補助金及び国内産品優先使用補助金に該当するとして、米国に対して WTO 協定に基づく二国間協議を要請したが、問題の解決に至らず、1998 年 9 月パネルが設置された（我が国は第三国として参加）。1999 年 10 月に、パネルは、FSC 制度の下における税控除は本協定上の輸出補助金に該当するとして当該制度を 2000 年 10 月までに廃止することを勧告した（他方、国内産品優先使用補助金については、認定を行わなかった）。これに対し、米国は上級委員会に当該パネルの判断に対する再度申し立てを行う一方、EU は、国内産品優先使用補助金等の審査を申し立てる上訴を行った（我が国も再度第三国として参加）。2000 年 2 月、上級委はパネルの判断を支持した

ため、米国は2000年11月1日までにFSC制度を撤廃することを表明し、FSC廃止及び改正法案の審議を議会で開始、同年11月17日、FSC廃止法案並びに改正法（域外所得排除法、ETI（Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000））が大統領の署名を得て成立した。

このETIについて、米国は、①商品（サービスを含む）が米国内で生産されることを要件としていないことによって、税額控除対象の拡大が図られたため、輸出補助金に該当しない、②歳入法典を改正し、一定の条件を元に生産された商品（サービスを含む）を域外で販売、リースすることによって得られた所得にかかる税額控除を歳入法典から除外することとしたので、補助金協定上に定める補助金に該当しない旨を主張した。これに対しEUは、ETIは、①未だ米国外での販売を条件付けており輸出補助金に該当すること、②50%以上の米国コンテンツを要件としており国内産品優先補助金に該当すること、さらに③経過措置として2000年11月以降もFSCを継続できるとしていることは、2000年11月1日までに廃止するとの決定に違反することから引き続き補助金協定違反であると主張し、DSU第21.5条に基づきETIのWTO整合性を判断するパネル（第一回21.5条パネル）の設置を求めた。また同時に、米国製品に対する対抗措置候補リストを提出し対抗措置発動に向けた準備を進めた。

2001年8月、第一回21.5条パネルは、EU及び我が国等の主張を全面的に認め、ETIは補助金協定及び農業協定上禁止される輸出補助金に該当するとともに、ローカルコンテンツ要求はガット3条の内国民待遇違反であると決定した。米国は、10月、税額控除を受けるための方法が輸出に限定されないことから、必ずしもETIと輸出は直接的な因果関係にあるのではないとして、ETIが輸出補助金に当たらないと

反論、上級委員会に上訴したものの、2002年1月、上級委はパネルの判断を支持し、ETIを協定違反とする最終判断を下した。

ETIをめぐる最大の論点の一つに、補助金協定と外国源泉所得に対する二重課税防止との関係をめぐる問題がある。米国は、ETIは外国源泉所得に対する二重課税防止を目的とした制度であり、かかる制度は補助金協定附属書Iの注3（Footnote 59）において、認められていることから、禁止補助金である輸出補助金には該当しないと強く主張していた。これに対し、EU及び我が国等はETIはFSCを単に「化粧直し」したものに過ぎず、輸出補助金であることは明らかであること、また、ETIによる税額控除の範囲は選択的であり、二重課税防止を目的とした制度であるとの米国の主張は受入れ難いなど米国の主張に反論した。本件の制裁金額について仲裁により、WTO仲裁人は2002年8月、EUの主張である約40億ドルの制裁金額を認めた。

＜最近の動き＞

ETI廃止法案である「米国雇用創出法」が、2004年10月22日に大統領署名を得て成立した。これを受けてEUは、同法が施行される2005年1月1日に制裁措置（2004年3月1日発動）を一時的に解除する一方、同法に関する21.5条パネル（第二回21.5条パネル）の設置を要請し、2005年2月17日に設置された。EUは、①ETI廃止までの経過期間中（2年間）ETIによる利益の一部が継続すること（「経過規定」）、②2003年9月17日以前に締結された契約についてはETI法廃止後も利益の存続が認められること（「祖父条項」）等を主張した。これに対して米国は実体法上の反論は行わず、第一回21.5条パネルが新たな勧告を行わずに原手続のDSB勧告が有効であると述べたに留まったことを捉えて、第一回21.5条パネル・上級委の

勧告は ETI 法に関連しないとの主張を行った。パネルは米国の主張を退け、「米国雇用創出法」により FSC 及び ETI 補助金が存続する限りにおいて、米国が DSB 勧告を完全に実施したとはみなせないとの判断を下し、2005 年 9 月 30 日に 21.5 パネル報告書が配布された。米国は、これを不服として 2005 年 11 月 14 日に上級委に上訴を行い、EU も 2005 年 11 月 27 日に上訴を行い、2006 年 2 月 13 日 21.5 上級委報告書が配布された。上級委は、パネルの判断を全面的に支持し、米国は依然として DSB 勧告に従っていないと結論づけた。

(2) 2002 年農業法

<措置の概要>

米国では、1930 年代に価格支持融資制度が導入され、更に 1973 年に農家の再生産を可能とする目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が設けられた。1996 年 4 月には、1996 年農業法（適用期間：1996～2002 年度の 7 年間）が成立したことにより、それまでの生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として、農家に対する直接固定支払制度が導入された。

しかし、1997 年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、支出額の固定された現行の農家直接固定支払いのみでは対応しきれないことから、1998 年度分から 2001 年度分まで計 4 回、総額 273 億ドルの緊急農家支援策が実施された。

1996 年農業法が 2002 年 9 月に失効するため、これに代わる新たな農業法案が議会で検討され、2002 年 5 月に 2002 年農業法が成立した（対象期間：2002～2007 年度の 6 年間）。

①国内助成

2002 年農業法では、基本的に 1996 年農業法

の政策を踏襲しつつ、ここ数年の価格低迷に応じた農家への緊急農家支援策（追加支払い）に代わる仕組みとして新たに価格変動対応型支払いが導入された。

(a) 価格変動対応型支払いの導入（新設）

作物ごとに目標価格を設定し、市場価格またはローンレート（下記(c)参照）の高い方に直接固定支払い分を加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補填する制度である（下記(b)直接固定支払制度と同様、過去の作付面積等を基に支払われる）。

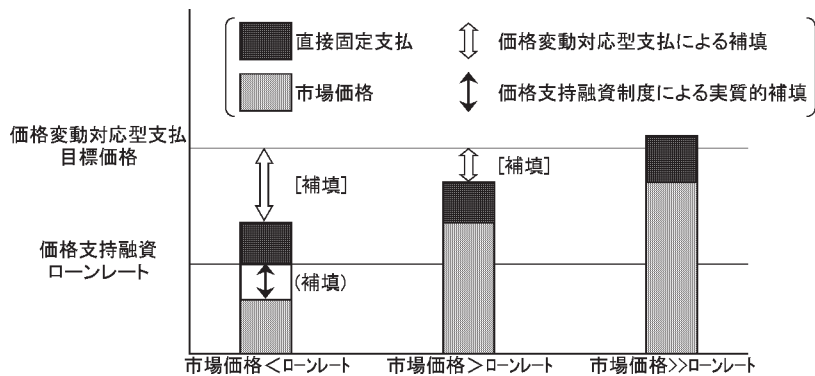
(b) 直接固定支払制度（拡充）

過去に小麦・コメ・とうもろこし等を作付けていた農家に対し、過去の作付作物及び作付面積に基づき、一定の方式で算出された金額が毎年度支払われる制度である。新農業法においては、支払単価が引き上げられるとともに、大豆等が新たに対象品目に追加された。

(c) 価格支持融資制度（拡充）

商品金融公社（CCC）から短期融資を受けている農家が、融資期間中に市場価格が農務省の定める融資単価（ローンレート）を下回っている場合、市場価格で融資返済できる制度である。新農業法においては、ローンレートが見直され、大豆は引下げ、コメは据え置き、小麦等の他の作物は引上げられた。

<図表米－5> 2002年農業法・国内助成の概要



②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させる一方で、米国はドル高や高い国内支持価格の下で競争力を失い、急速に農産物の輸出シェアを減少させていった。このような農産物輸出不振と農業不況の回復を目指して以下のような輸出促進策が講じられてきており、2002年農業法においても継続実施されている。

(a) 輸出奨励計画（EEP）

特定市場にEEP対象品目を輸出する場合に、米国政府が輸出業者に対して値引き額相当のボーナスを支給する輸出補助金制度である。品目別では、主に鶏肉等の輸出に適用されている。

(b) 乳製品輸出奨励計画（DEIP）

輸出奨励計画（EEP）と同様の輸出補助金制度で、適用品目は粉乳、バター、チーズ等の乳製品に限定されている。

(c) 輸出信用保証計画

米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国が行う商業ベースの米国産農産物輸入のための借入金について、商品金融公社（CCC）が信用状発行銀行に対して、債務保証を行うものである。2002年農業法の下では、90日間～3年

間の融資を行う短期輸出信用保証計画（GSM-102）及び3～10年間の融資を行う中期輸出信用計画（GSM-103）、並びに、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画（SCGP）がある。融資対象製品としては、GSM-102及びGSM-103は、米国産100%農産物のみならず米国産90%以上（重量ベース）の高付加価値製品も対象としている。また、SCGPは、高付加価値製品と将来有望な市場に重きをおいて、特定の製品を対象としている。

<国際ルール上の問題点>

①国内助成

価格変動対応型支払いの導入等により助成合計量（AMS）の増加が見込まれることについて、各国から懸念が表明されている。新農業法には、農作物対策への総支出額がウルグアイラウンド（UR）農業合意の米国の約束水準を超えるおそれがある場合に、農務長官は支出額を調整する旨の規定があるが、支出される国内助成の額が約束水準を超えることがないように、注視していく必要がある。

②農産物輸出促進

EEP、DEIPのような輸出補助金は、UR農業

合意に従って供与する全体の金額及び数量の削減約束を実施していれば、どの輸出先に補助金を付与するかは任意であり、農産物の国際価格への影響ひいてはその貿易に対する歪曲的な効果を有するなどの問題を有している。また、輸出信用保証計画の活用によって、米国の農産物は、他の輸出国との輸出競争上有利となることから、WTO 農業協定上では輸出信用に関する規律の実効性は十分ではなく、輸出信用を多用する米国に有利な状況となっている。さらに、本制度の下では、融資に対する返済が不履行となった場合には、CCC が債権を回収することとされており、制度的に輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

<最近の動き>

米国自身が WTO 農業交渉において国境措置や国内支持の大幅引下げ等を主張しているにもかかわらず、新農業法は国内的に保護を強化しようとするものであるとして、法案作成の段階から、各国はこれを問題視していた。それに対し、米国は、新農業法は、他国の貿易歪曲的措置により国際市場で不利な状況に置かれている自国の農業者が必要としている支援を講じるためのものであり、WTO 農業交渉の結果、歪曲的措置の大幅な削減が合意されれば、米国も当然それに従うこととなるとし、新農業法と農業交渉での米国提案との間に矛盾はないとの立場をとっている。

このような米国の動きに対し、現行協定の実施状況をレビューする場である農業委員会通常会合だけでなく、WTO 農業交渉の場でも、輸入国、輸出国を問わず、各国から米国の姿勢を問う声が上がっている。我が国も、各種の農業交渉会合、米国とのバイ協議などの機会をとらえ、他国が真剣に農政改革を進める中で、米国が保護的傾向を強めることは問題である旨、繰り返し返

し主張している。特に、価格変動対応型支払いのように、輸出向けの作物に大規模な助成がなされることにより、結果として貿易歪曲的な輸出補助金の要素を有する措置もあり、米国新農業法は、国内助成だけでなく、輸出補助金に対する規律の観点からも、問題が大きいことを指摘している。

2005 年 12 月の香港閣僚会合において、国内助成、輸出補助金に対するモグリティ（各国共通のルール）が 2006 年 4 月 30 日までに確立されることが合意された。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品にそれぞれ原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（刻印、タグ等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

<国際ルール上の問題点>

WTO 協定上直ちに問題とはならないが、原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規程したガット第 9 条 2 項及び原産地規則協定上の精神に照らし、簡素化が望まれる。

<最近の動き>

日本側の要望に対して米国は依然として上記

措置を改善していないことから、日本政府は「規制緩和及び競争政策に関するイニシアティブ」の下で、2003年10月、米側に要望書を提出し簡素化を図ることを求め、その結果、2004年6月に公表された報告書では、「米国政府は、原産地表示規則についての日本政府の懸念を認識しており、原産地表示規則の見直しに関してWTOにおける議論も踏まえつつ日本政府との対話を継続する」旨両首脳に報告がされた。

その後2005年12月の第3回日米貿易フォーラムにおいても簡素化を要請した。

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

<措置の概要>

米国の自動車ラベリング法(American Automobile Labeling Act)は、1992年10月に成立した「自動車に関する情報及びコスト節減法第210条」によって定められたもので、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率(米国及びカナダにおける付加価値率)表示のラベル貼付を義務付けるものである。

具体的には、

- ① 米国、カナダ製部品の調達率(車種別)
- ② 最終的に組み立てられた国、州、都市名
- ③ 米国、カナダ以外に15%以上の部品を調達した国がある場合は、上位2カ国の国名と調達率
- ④ エンジン及びトランスミッションの原産国(付加価値50%以上もしくは最大の付加価値を占める国)

がラベルに表示されねばならない。本法律は1994年10月1日から施行され、違反した場合には1台当たり1,000ドルの罰金が課されることとされている。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的は、自動車価額の何%が米加内で生産されているかを消費者に知らせ、よりよい購入の決定に役立てることと説明されてきているが、実際上は国産品愛好を暗に働きかける一種のバイアメリカン条項とみなすことができる。本法は、米加製部品以外の使用が多い外国系メーカーや輸入者ディーラーにとって部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることからみても、貿易に不必要な障害となっている可能性が高く、TBT協定第2.1条及び第2.2条違反の疑いがある。

<最近の動き>

2003年1月に開催された「日米自動車協議グループ(ACG:Automotive Consultative Group)」において、我が方より本措置は民間企業による健全な投資活動を歪曲させる旨を指摘し、改善を要求した。これに対し、米国は、議会案件であり行政府の対応は困難であるが、日米欧の自動車メーカーが共同して戦略を立てることも一案と回答、引き続き意見交換を行っていくこととなった。また、2004年3月には、米国に進出する外国自動車メーカーで組織する国際自動車製造連盟(AIAM)が、2004年3月、①ラベルのルールは、消費者のよりよい購入の決定に役立っていない、②消費者のラベルへの関心は低いとして、廃止が望ましい旨主張するレポートを米国議会に提出した。

(2) CAFE(企業平均燃費)規制

<措置の概要>

米国は、1975年エネルギー政策及び保存法(Energy Policy and Conservation Act of 1975)により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱い車の平均燃費を一定レベル以上にすることを義務付け、違反者には罰金を課す

という CAFE (Corporate Average Fuel Economy: 企業平均燃費) 規制を導入した。CAFE 規制の下では、国産車と輸入車とを区別して、それぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

<国際ルール上の問題点>

本規制については、1992 年 5 月に EU が内国民待遇 (ガット第 3 条 4 項) に整合的でないとして米国に協議要請、さらに、1993 年 3 月にはパネル設置を要請し、1994 年 9 月に報告書が出された。パネルはこの中で、CAFE 規制の下では、燃費の悪い国産大型車を取り扱っている会社が CAFE の基準値を達成するためには、燃費の良い輸入小型車の取扱いを増やしても意味がなく、燃費の良い国産小型車の取扱いを増やして初めて効果が出る仕組みになっており、国産小型車に比べ輸入小型車を競争上不利な立場に置くものであるなど国産車と輸入車とを別の集団として平均燃費を計算している CAFE 規制は内外の同種の産品を差別しているため、ガット第 3 条 4 項違反であり、これはガット第 20 条(g)でも正当化されないとした。

ただし、最終的に本報告書は採択されず、米国は EU の通商利益に損害を与えてはいないので CAFE 規制の改正不要という立場を取っている。

<最近の動き>

2003 年 1 月に開催された「日米自動車協議グループ (ACG: Automotive Consultative Group)」において、我が方より本措置は民間企業による健全な投資活動を歪曲させる旨を指摘し、善処を要求した。これに対し、米国は、議会案件であり行政府の対応は困難であるが、日米欧の自動車メーカーが共同して戦略を立てることも一案と回答、引き続き意見交換を行って

いくこととなった。

なお、2000 年 10 月 23 日に成立した 2001 年運輸省関連歳出法は、現行 CAFE 規制における基準値等の変更を一旦凍結して、輸入・国産区分を含む本規制の効果と影響に関する調査を全米科学アカデミーに委託することを求めていたが、2001 年 7 月 31 日に当該調査報告が発表された。それによれば、国産車と輸入車の区分については、「国産車と輸入車の区分が、米国自動車産業の雇用に影響を与えるという証拠は見当たらない」として本規制の問題点を指摘しつつ、同区分の廃止を提言している。

また、2003 年度にアメリカ議会で審議されたエネルギー包括法案の中で、CAFE 規制値の強化が提案・審議されたが、米国自動車業界等からの激しい反対に遭い、当該部分は削除されている。さらに、2005 年に行われた包括エネルギー法案審議の際、ニューメキシコ州選出の上院議員らにより、現在の規制値を強化すべきとの主張が展開されたが、支持を得ることはなく、以後、規制強化の動きは見られていない。

(3) メートル法 (国際単位系) の採用について

<措置の概要>

メートル法を基本とした国際単位系 (略称 SI) については、ISO 等国際標準化機関における国際規格・基準の策定に当たっての基準単位として採用されている。世界各国が国際単位であるメートル法の採用を進めている中、米国は未だヤード・ポンド法の単位が一般的に使用されており、主要国の中でメートル法の採用が進んでいない唯一の国となっている。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定では国際標準の採用による国際貿易の技術的障害の低減を推奨しているところ、

米国においてメートル法の採用が進んでいないことは国際貿易上の障害となるため、より一層のメートル法の採用が実現されるよう、今後も米国が効果的で強力な措置を継続的に講じていくことが望まれる。

＜最近の動き＞

我が国は日米構造問題協議等の二国間協議の場において、メートル法の採用についての措置をとることを要求している。

米国は、1992年の「日米構造問題協議フォローアップ第2回年次報告」において、①連邦の調達、補助金及び商業関連活動はメートル法に基づくこと、②民間部門におけるメートル法の使用を大幅に拡大・増加するための方途につき商務省がスタディを実施することを、また、2000年の「規制緩和及び競争政策に関する日米の強化された第3回共同現状報告」においては、①商務省の国立標準研究所(NIST)及び計量に関する全米会議(NCWM)は、2000年1月1日以降、米国の消費財にメートル法のみを表示を認めるという改正された包装・表示に関する統一規則(UPLR)の完全実施に向け調整を図ること、②包装及び表示法(FPLA)を改正するための法案を議会に提出し、同法の適用を受ける製品にメートル法のみを表示というオプションが認められるようにすることについてコミットしている。

さらに、直近では、2004年1月のWTO貿易政策検討制度(TPRM)対米国審査及び2005年12月の日米規制改革イニシアティブ対米国要望においても、我が国から同様の指摘をしている。

現在、UPLRの施行状況については、45の州が小売店でメートル表示のみの商品を受け入れている状況で、NISTは残り5州に対し、地方レベルでメートル表示のみの受入が促進されるよ

う、働きかけていくこととしている。

サービス貿易

(1) エクソン・フロリオ条項

＜措置の概要＞

米国のエクソン・フロリオ条項は、外国人(企業)による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止または中止する権限を大統領に与える法律である。

同調査は、米国外国投資委員会(CFIUS)がその実施の適否を審査し、必要があれば、調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、停止又は中止の決定を判断する。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じてサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件のもとで国家安全保障上の例外を認めており、本条項そのものはWTO協定違反となるものではないが、米国は、同協定に整合的に自国の投資制限措置を運用する必要がある。

＜最近の動き＞

これまでも、我が国企業が米国企業買収等を行う際、米国外国投資委員会(CFIUS)により調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。最近では、2000年に、我が国長距離通信会社がIPバックボーンサービス、ウェブホスティングサービス等を提供する米国のある会社に対して株式公開買い付け(TOB)を行った際、同条項に基づく米国外国投資委員会の

審査が行われた例がある。

エクソン・フロリオ条項の運用に当たっては「国家安全保障」の概念を過度に拡張することなく、米国外国投資委員会（CFIUS）への通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性の確保が望まれる。従来我が国は、この点を強く米国に要望しており、2005年12月の日米間の第5回「規制改革及び競争政策イニシアチブ」においても引き続き要望している。

（2）金融分野の外資企業の参入規制

＜措置の概要＞

米国においては、金融に関して州毎に規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態（支店、代理店、代表事務所等）での進出を認めているのは50州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、各州毎の保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

米国はWTO金融サービスの約束において極めて多くの留保を行っており、これを改善する動きも大きくない。更に、一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者は毎年の更新を義務づける法律など、WTOで留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

＜国際ルール上の問題点＞

米国は、WTO上留保をしていない外国企業差別条項は早急に改善することが求められるとともに、金融サービス自由化の観点から、参入を困難とする規制が迅速に撤廃・改善されるこ

とが期待される。

＜最近の動き＞

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。また、1999年11月にはグラム・リーチ・ブライリー法が成立し、銀行・証券・保険の相互参入が金融持株会社に認められるようになった。保険業務については引き続き各州の保険当局が規制監督することとされているが、同法に免許資格の統一などをめざす措置が導入されたことは評価できる。また、2001年7月には米国保険協会（AIA）が州毎に規則が異なることの不利益を改めるために損害保険における「連邦規則制」（Federal Chartering）の導入を目的とする「保険会社連邦規制法」を提案したが、未だ実現には至っていない。州毎の規制の統一化に向けた動きは、外国保険業者にとっても望ましい動きであり、進展が期待される。

（3）電気通信分野の外資企業の参入規制

＜措置の概要＞

1998年2月に発効した外資参入に関するFCC（連邦通信委員会）新規則では、依然として、①無線局を用いる電気通信事業に対しては直接投資に関する外資規制が存在している、②事業者への認証及び無線局免許に関する審査基準のうち「公共の利益」及び「競争に対する非常に高い危険」の具体的な基準が明確でなく、FCCに広範な裁量権が与えられている、「公共の利益」の要素として「外交政策や通商上の懸念」が挙げられており、申請内容と関係ない事項を理由とした認証拒否が可能である、等外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業子会社への認証の遅延等の問題があった。

また、米国の電気通信市場における実質的な

外資参入制限となっているものの一つとして、州レベルの規制が挙げられる。米国では、連邦機関において決定される通信に関する各種規制の運用の多くが各州の判断に委ねられているが、州レベルでの運用の違いが広域通信事業の障害となる場合がある。全米レベルでの通信に関する規制やその改正を州レベルで運用する際には、州間で統一または調和された形で行われることを確保し、事業者の広域事業の円滑な運営が保たれることが望ましい。

2003年8月21日にFCCの接続ルール改定（3年毎の見直し）の最終決定がなされたところであるが、多くのネットワーク要素について、アンバンドル義務の有無を判断し、同一義務を適用する地域を決定する実質的権限を州が有している。このような州の権限により、当接続ルールの実際の適用が遅れ、また、制度の運用が異なる細分化された市場が生じることにより、事業者に過度の負担と非効率が生じることが懸念される。特に、州の判断基準が不明確であるため、サービス提供者の予見可能性が確保されていないとの問題もある。FCCが統一ルールの州ごとの運用について、統一性、効率性、及び迅速性の確保に注力することが望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記の措置は、サービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。2005年12月の日米間の「規制改革及び競争政策イニシアチブ」においても引き続き要望している。

(4) 海運分野の外資企業の参入規制

<措置の概要>

米国は、自国の海運業に対して、下記のような政府関係貨物の留保等の保護措置を維持している。その結果、海運業の競争力回復のための自助努力がかえって妨げられているとの指摘もされている。また、WTOウルグアイ・ラウンドの海運分野における継続交渉の失敗の一因はかかる米国の保護的な市場に起因する米国の消極的な交渉態度にあった。具体的な保護措置としては、以下のものが挙げられる。

① 1920年商船法（いわゆるジョーンズアクト）

（1994ガットとの関係は、本章「内国民待遇」参照）

米国の海上輸送に不利益を及ぼす外国政府の差別的行為に対し、米国連邦海事委員会（FMC）に報復措置を認めている。

1997年9月4日、FMCは、同法に基づき、日本の港湾における事前協議制度が、米国海運会社 に不利益を及ぼしているとして、米国に寄港する日本船社3社に対して米国の港に寄港することに10万ドルの課徴金を賦課することを内容とする制裁措置を実施した。さらに、同年10月16日には、邦船社が9月分の課徴金を支払わない場合は日本船の入出港の差止め等を行うことを発表したため、同月27日、邦船3社は、9月分の課徴金としてFMCに150万ドルを納付することを余儀なくされた。FMCは、事前協議制度改善について関係者間の合意が得られたこと、日米両国政府間で書簡の往復が行われたことを受けて、同年11月13日制裁措置を無期限に停止した。同措置はガット条文に違反しているおそれがあり、また、相手国船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇を保証した日米友好通商航海条約に違反することから、我が国はその完全撤回を求めて1998年1月より同条約に基

づく協議を開始した。

1999 年 5 月 28 日に FMC は当該制裁措置を撤回したものの、我が国主張を認めたわけではなく、引き続き我が国の港湾慣行等をめぐって内外の海運企業に報告を求めている。我が国の港湾運送事業法改正（2000 年 11 月施行）にもかかわらず日本の港湾慣行は依然閉鎖的で改善が見られないとし、FMC は、2001 年 8 月に新たに情報提供を求める項目と対象となる船社の範囲を拡大する命令を出した。この命令は、直接日本船社に対して日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社にとっては不当かつ過大な負担となっている。仮に、FMC が上述のような一方的な制裁措置を今後課すか否かの判断をするためにこのような情報提出命令を出したのであれば問題である。

② アラスカ原油輸出解禁法

1995 年 11 月に成立したアラスカ原油輸出解禁法は、アラスカ原油の輸出は乗組員が米国人である米国籍船を使用することを義務づけており、交渉期間中は新たな措置を導入しないことを定めた WTO の閣僚決定に違反しているとして、各国から非難を浴びている。

③ 新運航補助制度

米国は 1937 年、国家緊急時の際に徴用できる自国商船隊の整備を目的として、主要外国航路に就航する自国海運企業に対して外国海運企業の船舶運航費との差額を補助するための運航費差額補助制度を創設して以来、自国海運企業に対して多額の政府補助を実施してきた。これらの制度は、1998 年末に終了し、最後の契約も 2001 年に終了したが、これに代わる「海上安全保障プログラム」（Maritime Security Program）が 1996 年から実施されている。

これは、一定の米国籍船を対象として毎年 1

億ドルの運航費補助を 10 年間にわたって実施するもので、明らかに国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲するものであり、早期の撤廃が望まれる。

< 国際ルール上の問題点 >

上記のとおり、米国の海運サービスに関連する諸制度は一方的な制裁措置を含むものが多く、WTO 協定に違反するものと考えられる。これらについては、速やかに改善が行われることが望まれる。

また、米国は、サービス協定上海運については何ら約束をしていないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

< 最近の動き >

我が国は、これまで、上記問題について米政府に対し繰り返し改善要望を行ってきたところであり、2005 年 12 月の日米規制改革イニシアチブの中でも上記措置の撤廃改善の要望を行っている。また、我が国は、WTO 新ラウンド交渉を活用し、海運サービスの自由化に向けた働きかけを行っている。

知的財産保護制度

(1) 特許制度（ヒルマードクトリン）

< 措置の概要 >

日本や欧州等の多くの国では、他国でなされた特許出願（第一国出願）を基礎に日本や欧州に優先権を主張して特許を出願した場合には、当該優先権主張出願及び第一国出願に共通に記載された内容をもって第一国出願日後に日本や欧州になされた出願（後願）の権利化を阻止することができる（後願排除効果）とされている。

しかし、米国では、特許出願（米国出願 A）が米国以外の他国での出願（第一国出願；例えば、日本出願）を基礎に優先権を主張してなされた場合、米国特許法第 102 条(e)（注 1）における後願排除効果発生日は、第一国出願日ではなく、実際の米国出願日であるとするのが確立された判例法理（ヒルマードクトリン）であり、米国特許商標庁もこれを審査実務としている。

但し、出願 A のクレーム（特許請求の範囲）と同一のクレームを有し、かつ、出願 A の第一国出願日と実際の米国出願日との間に、米国に出願された後願 B については、出願 A に係る発明の発明日が後願 B に係る発明の発明日よりも早いことを先発明者決定手続において立証することにより排除されることになっている（米国特許法第 102 条(g)(注 2)）。従来、出願 A に係る発明において、第一国出願日以前の発明日の認定を得ることは実質的に不可能であった（すなわち、第一国出願日が発明日とされていた）が、WTO 加盟に伴う 1994 年の米国特許法改正に伴い、米国以外の WTO 加盟国での先発明を立証することにより、第一国出願日よりも早い発明日を立証することが可能となったものである（米国特許法第 104 条）。

しかしながら現在でも、出願 A の第一国出願日と実際の米国出願日との間に米国に出願された後願 B のクレームが、出願 A のクレームと同一でない場合には、出願 A のクレーム以外の部分に開示された技術事項によっては後願 B を排除することができず、クレームに記載されているかクレーム以外の部分に記載されているかを問わず第一国出願日から後願排除を認めるという日欧と同等の後願排除効果に関する運用が、米国において保証されていない。このヒルマードクトリンに基づいて確立された判例法及びそれに沿った審査実務の WTO 協定整合性が問題となる。

＜国際ルール上の問題点＞

ヒルマードクトリンに基づく措置と TRIPS 協定との関係については、TRIPS 協定第 2 条において準用されるパリ条約第 4 条 B の「第一国出願と前記第一国出願を優先権主張の基礎とする第二国出願との間に行われた行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない」との規定が、第一国出願のクレーム以外の記載部分の後願排除効果が第一国出願日から生ずることを意味するの可否かというパリ条約第 4 条 B の解釈が一つの論点となる。

＜最近の動き＞

我が国産業界への影響の大きさ、様々な国際交渉の状況等を踏まえつつ、種々の場においてヒルマードクトリンの是正を求めている。2005 年 12 月に日米双方で交換された日米規制改革イニシアティブの要望書においても、我が国より本件についての懸念を伝え、改善要求している。

なお、2005 年 6 月 8 日に下院に提出された特許法改正法案には、ヒルマードクトリン廃止のための規定が含まれており、今後の動向が注目される。

（注 1）

米国特許法第 102 条(e)(2)

何人も、「発明が、特許出願人の発明前に他の者により合衆国において出願された特許出願…に基づいて許可された特許に記載されている場合」を除いて、特許を受ける権利を与えられる。

（注 2）

米国特許法第 102 条(g)(1)

何人も、「米国特許法第 135 条あるいは第 291 条の規定に基づいて行われるインターフェアレンスの手続きにおいて、他の発明者が、特許

出願人の発明前に、米国特許法 104 条において許されている範囲内で他の発明者によりその発明がなされていることを立証した場合」を除いて、特許を受ける権利を与えられる。

(2) 商標制度（オムニバス法第 211 条）

<措置の概要>

米国の 1998 年オムニバス法第 211 条には、キューバ政府に接収された資産に関連する商標等について、米国裁判所がキューバ国籍を有する者の権利承継者等の権利を承認し、執行することを禁止する規定が存在している。

<国際ルール上の問題点>

この規定は、TRIPS 協定上の内国民待遇や最恵国待遇等の規定に照らして問題がある。また、米国のこのような一方的な措置は、多角的貿易体制を基本とする WTO の理念と基本的に相容れないばかりでなく、貿易を歪曲するものであり、早急に改善されるべきである。

本件については EU は、TRIPS 協定に違反しているとして 1999 年 7 月に米国に二国間協議を要請した。その後のパネル報告に対し、米 EU とともに上級委員会に上訴したところ、2002 年 1 月、上級委員会は、オムニバス法 211 条は米国人の権利承継者よりも非米国人である権利承継者に不利な待遇を与える条項があり、内国民待遇及び最恵国待遇に違反するとの判断を示した。2002 年 2 月 1 日に同委員会報告書は採択され、米国はパネルに WTO の義務を遵守する旨表明した。

<最近の動き>

EU と米国は、法制度改善のための合理的期間として 2002 年 12 月末を期限とする旨合意したが、米国の法制度は改善されず、数次にわたり期限延長が行われた。その後、2005 年 7 月 1

日、米 EU 間で対抗措置を発動する権利を留保することが合意された。WTO の紛争処理手続において終局的な判断が示されたことから、米国は、このような一方的な措置の性格を有する法制度の改善を速やかに行うべきであり、その取り組みを注視していく必要がある。

(3) 著作権制度

①ビデオゲームに係る貸与権の明確化

<措置の概要>

TRIPS 協定第 11 条は、著作者に対してコンピュータ・プログラムの著作物について公衆に商業的に貸与することを許諾する権利を付与すべき旨規定している。米国著作権法第 106 条(3)及び第 109 条(b)(1)(A)は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権を付与しているものの、同条(b)(1)(B)は、ゲーム専用機と一体不可分となったビデオゲームのプログラムについて貸与権付与の対象から除外しており、ビデオゲームのプログラムについては貸与権の保護が制限されている。

<国際ルール上の問題点>

米国著作権法のこのような規定は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権の付与を義務づける TRIPS 協定第 11 条からみても問題があるものと思われる。

<最近の動き>

速やかに国内著作権法を改正し、あらゆるビデオゲームのプログラムについて貸与権を付与する明確な規定を設けるよう、2005 年 12 月の日米規制改革イニシアティブの要望書で要請している。

②著作権の例外（著作権法第110条(5)(a)）

＜措置の概要＞

米国の著作権法第110条(5)(a)は、通常使用される種類の単一の受信装置（例えばテレビ、ラジオ等）を用いた場合、同条(b)は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、作者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

＜国際ルール上の問題点＞

これに対して EU は、米国の著作権法第110条(5)(a)及び同条(b)は、TRIPS 協定第9条及び第13条に違反するとして、次のように主張した。

- ① TRIPS 協定第9条1項は、ベルヌ条約第1条から第12条を準用しており、ベルヌ条約第11条においては、音楽等の著作物の作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。

ベルヌ条約のこれらの規定については例外として小留保（minor reservation）の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

- ② TRIPS 協定第13条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定は、この例外に合致しない。

EU の申立により 1999 年 5 月にパネルが設置され（我が国を始めとして豪州、カナダ、スイスが第三国参加した。）、パネルは 2000 年 6 月 15 日、①著作権法第110条(5)(a)は、ベルヌ条約の小留保に該当し、TRIPS 協定第13条の正当な例外にも該当するものであって、協定整合的

であるとしつつ、②同条(b)は、TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとし、米国の TRIPS 協定の義務履行違反を認め、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

＜最近の動き＞

2001 年 1 月、同年 7 月までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁がなされた。その後、米国は法改正に至らなかったため、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003 年 6 月に米国が EU に 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定的合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までに状況は改善されず、2006 年 2 月現在においても法改正に至っていない。

③保護を受ける実演の対象の拡大

＜措置の概要＞

米国著作権法 1101 条は、固定されていない実演の保護の対象は、生の音楽実演の音声若しくは音声及び映像（the sounds or sounds and images of a live musical performance）に限定されており、生の音楽実演以外の生実演については保護が及んでいない。このため、生の音楽実演以外の生実演、例えば、我が国の実演家が米国で落語や演劇の実演を行った場合等には、当該実演は米国における著作権法の保護対象とならない。

＜国際ルール上の問題点＞

米国著作権法 1101 条の規定は、TRIPS 協定第14条が、保護の対象となる生の実演を音楽実演（musical performance）に限定していないので、TRIPS 協定上問題があるものと思われる。

＜最近の動き＞

今後、我が国の実演の流通が増加すると考え

られるところ、我が国実演家の権利の米国における適正な保護を図る観点から、米国著作権法における実演の保護対象を視聴覚的実演全体に拡大し、さらに、実演家に係る諸権利を著作権隣接権としてその保護を強化することを2005年12月の日米規制改革イニシアティブの要望書で要望している。

(4) 関税法第337条

<措置の概要>

1930年米国関税法第337条は、輸入における不公正措置によって米国に確立している産業に損害が生ずる場合（特許権、商標権、著作権、半導体回路配置侵害事件については、1988年包括通商競争力法による改正により、損害要件は不要となった）に、不公正輸入慣行に係る外国からの輸入品を排除したり公正慣行の差止めを命ずるものであり、知的財産侵害のケースに最も頻繁に用いられてきた（図表米－6参照）。

<図表米－6> 関税法第337条による調査開始件数の推移

	調査開始件数
90年	13（0）
91年	12（3）
92年	13（2）
93年	15（3）
94年	6（1）
95年	11（2）
96年	12（3）
97年	13（2）
98年	12（3）
99年	9（2）
00年	17（5）
01年	24（5）
02年	17（2）
03年	18（2）
04年	26（4）
05年	28（3）

（ ）は日本企業を対象に含むもの

<国際ルール上の問題点>

特許等の知的財産権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、ガット第20条(d)により一定の制約の下に認められているが、関税法第337条の手続はガット第3条4項の内国民待遇規定に違反し、その違反はガット第20条(d)の例外として正当化できないとのパネル報告が、1989年11月、ガット理事会で採択されている。米国は、このようなガット違反であるとする明白かつ断定的な報告後も従前の手続を維持し、本条項に基づき頻繁に調査を行ったため、我が国は、これを極めて問題であるとして、ガット理事会等の場で改善を求めてきたところである。

<最近の動き>

1994年12月成立のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、パネルで指摘された問題点はおおむね改善されたものと考えられ、これはウルグアイ・ラウンド交渉の成果と考えられる。もっとも、最終救済までの期間制限については撤廃されたが、ITC調査開始から45日以内に最終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取り扱いがなされるおそれがある。また、この措置について、2000年1月14日、EUから二国間協議要請が提出されており、我が国としても本措置の動向に引き続き十分に注視していく必要がある。

政府調達**バイ・アメリカン関連法令****<措置の概要>****①連邦レベルでのバイ・アメリカン****(a) 連邦バイ・アメリカン法**

連邦バイ・アメリカンの基本法である 1933 年バイ・アメリカン法は、原則として、連邦政府が物資の購入契約又は公共の建設の委託契約を締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を連邦政府に義務づけるものである。「米国製品」、「米国資材」とは、米国产品の比率が 50 % 以上であるものをいう。また、米国製であるか否かは生産地によって判断され、生産者及びその所有者の国籍は無関係である。)ただし、公共の利益に反する場合、米国製品価格が外国製品より 6 % 以上高く当該米国製品を調達することが「不合理」とされる場合、当該製品が米国内で入手不可能な場合等は、上記バイ・アメリカン法の適用除外となると規定している。

バイ・アメリカン法は、手続的な透明性は確保されているものの、明示的な内外差別の規定を設けており、連邦政府の調達の基本政策として、国産品優先の原則を掲げるものである。

バイ・アメリカン法は、1979 年通商協定法により、旧政府調達協定加入国に対しては内国民待遇が供与されるよう修正されたほか、手続の透明性の確保等の面でも協定との整合性が確保され、さらにウルグアイラウンド実施法により、大統領は、i) 新政府調達協定参加国であり、ii) 米国产品、米国企業に適切な相互主義的調達機会を付与している国に対しては、バイ・アメリカン法の適用を控えることができる旨の修正規定が設けられてい

る。

しかし、協定未加入国及び協定未対象分野においては、基本的に変更されていない。また、バイ・アメリカン法以外にも、次の法令に米国製品を優遇する規定が存在する。

(b) 連邦政府機関の予算関連法

連邦政府機関の予算は、一般にそれぞれ個別の予算充当法により歳出権限額が規定されているが、それらにおいては外国製品及びサービスの政府調達を制限する条項が散見される。例えば、2005 年の予算関連法である国土安全保障省の歳出法 (H.R.4567) は、バイ・アメリカン法が適用される部分でこれに違反して歳出が行われることを禁じるとともに、許容しうる例外から乖離する場合には、上下両院の歳出委員会にそれを表明するよう求め、また、省内に検査官 (Inspector General) を設置してバイ・アメリカン法の順守を検査し、次年度の歳出策定に際し報告書を提出するよう求めている。さらに、2006 年度の国土安全保障省歳出法案 (H.R.2360) についても、引き続き「同法に基づく支出は、いかなるものであってもバイ・アメリカン法に違反する形でなされてはならない」(SEC.512) との規定がおかれているほか、同法案の STAT 2074 には調達品目として「米国製のオートバイ」と明記された条項が設けられている。

(c) 1991 年複合陸上運輸効率法 (Intermodal Surface Transportation Efficiency Act of 1991) により修正された 1987 年地上輸送援助法 (The Surface Transportation Assistance Act of 1987)

本法においては、以下の 2 種類のバイ・アメリカンの規律が規定されている。

- ・連邦輸送局に関連するバイ・アメリカン規律

州が連邦輸送局（Federal Transit Administration）から鉄道車両を含む大量輸送機器の購入のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国製の鉄鋼、その他の製品のみを対象とすべき旨規定。加えて、調達する車両・鉄道車両の全部品コスト中、国産部品コストの占める割合が60％以上であること、車両の最終組立は米国内で行うこと等を規定。

- ・連邦高速道路局に関連するバイ・アメリカン規律

州が連邦高速道路局（Federal Highway Administration）から、高速道路計画のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国で生産された鉄鋼のみを対象とすべき旨規定している。

（注）本法は1997年5月に期限満了となったが、1998年5月まで同法の延長法がこれにとってかわった後、1998年5月に可決された21世紀運輸公正法（The Transportation Equity Act for the 21st Century）に内容が受け継がれた。調達関連条項に関しては、基本的に変更はない模様である。

（d）鉄道旅客サービス法（Rail Passenger Service Act）

連邦政府予算から補助を得ている鉄道会社アムトラック（Amtrak）が、100万ドル以上の製品を購入する場合には、原則として米国製品を購入することを義務づけている。

②地方レベルでの政府調達上の問題点（バイ・アメリカン、バイ・ステイト等）

州レベルの調達について、多くの州やその他

の地方政府レベルにおいては、依然として州内の企業の優遇を明文で規定する法令や制度を維持している。

1999年8月にカリフォルニア州では、州政府の資金が用いられる5万ドル以上の公共工事において米国産品又はカリフォルニア州産品を提供する者との契約を義務付ける法案が審議され、州議会を通過した。この法案は、同年9月に州知事が拒否権を発動したので、最終的には成立しなかったが、カリフォルニア州は、政府調達協定の適用を受ける地方政府機関であることから、調達産品について内国民待遇を約束している政府調達協定に違反する可能性もあり得た事例である。更に、2000年9月、カリフォルニア州議会において成立した法律（SB 1888）においては、強制労働・囚人労働・小児虐待労働等によって生産された外国の資材・商品・サービスについて州政府調達から排除することを目的として、納入事業者に対して強制労働等により製品が生産されていないことについての举证責任を課すものである。同様に、イリノイ州においても、州政府との契約において供給された外国製の製品が、幼児労働により製造されたものでないことを明記する旨の規則が運用されている。これらの法令についても、対象調達額等によっては、政府調達協定に違反する可能性があり、今後の動向を注視していく必要がある。

＜国際ルール上の問題点＞

連邦レベルでのバイ・アメリカン制度は、原則的に政府調達協定未加盟国や協定適用範囲外の調達を対象としているため、協定に抵触しない可能性が高い。しかし、本制度が自由な貿易取引に与える影響は小さくないため、政府調達の適用範囲拡大交渉等において、外国製品に対する差別的取扱いの撤廃を求めていく必要がある。

また、州レベルでのバイ・アメリカン法令については、新政府調達協定において対象となる州は現在のところ 37 州に限られ、残りの州等に協定の効力は及ばない。しかし、米国の政府調達の約 50 % を占めると言われる州等の政府調達が貿易に与える影響は、連邦の政府調達に優るとも劣らないものであるため、これら協定の対象外となっている州をいかに協定の対象に組み込んでいくかが、現在行われている政府調達の適用範囲拡大交渉の課題となろう。

<最近の動き>

我が国は、2001 年から始まった日米規制緩和対話の 1 年目から 3 年目にかけて、米国政府に対して、連邦・州政府におけるバイ・アメリカン制度を見直し、米国企業と外国企業に平等な事業機会を確保するよう要望している。また、2004 年 12 月、協定の適用範囲の拡大交渉にかかる我が国の対米国初期リクエストにおいて、現在協定の対象外となっている 13 州を対象に追加するよう要望し、現在 WTO において、米国との二国間交渉を行っている。

一方的措置・域外適用

1. 米国通商法 301 条関連

米国は、従来から外国の不公正な貿易政策・慣行等に対する制裁措置の根拠規定として、1974 年通商法 301 条を有していたが、1988 年包括通商競争力法では、同条項を改正し、制裁措置をより簡単に採用できるようにするとともに、行政当局の裁量の幅を一層狭めた手続を導入し（スーパー 301 条）、かつ一定の分野に関して、より迅速な特別手続を新設した（知的財産に関するスペシャル 301 条）。また、電気通信貿易分野での制裁措置に関し、電気通信条項（1988

年包括通商競争力法第 1371～1382 条、「1988 年電気通信貿易法」）を設けるとともに、政府調達分野において従来のバイ・アメリカン法を改正し、政府調達に関する差別的取扱いに対する制裁措置の手続を新たに規定した。さらに、1994 年のウルグアイ・ラウンド実施法で、これらの強化がなされることになった。

以下、各条項ごとにその具体的な内容及び最近の動向について概観する。

(1) 1974 年通商法 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続）及びその他の関連条項

<措置の概要>

1974 年通商法 301 条及びその他の関連条項は、外国の通商協定違反及び不当な慣行、不合理な慣行、差別的な慣行を対象として、調査に基づき、一定の措置を講じる権限を USTR に対して与えている。

1988 年の修正により、従来は大統領の権限であったクロ認定及び制裁措置発動の決定権限が USTR に移管されたため、他の政治問題から切り離して制裁措置を発動することが容易になった。また、制裁措置の発動が義務とされるカテゴリーが設けられ、USTR の裁量も狭められた。

また、1994 年のウルグアイ・ラウンド実施法による修正により、とり得る制裁措置の範囲及びその内容が、「モノ及びサービスの貿易、又は当該外国との関係におけるその他の分野において、大統領の権限の範囲内のいかなる措置」と規定されるとともに、発動要件の一つとしての「不合理な行為、政策及び慣行」について解釈規定が追加され、知的財産権侵害行為及び競争制限的行為に対する発動の要件が補充された。これにより、同条項の問題点が更に明確化された感がある。

〔調査手続〕

USTR は、(i) 利害関係者の提訴又は職権により当該行為についての調査を開始し、(ii) 調査開始と同時に当該対象国とガット等の国際規範に規定された協議を行い、(iii) 調査開始後一定の期間内（通商協定違反の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日又は調査開始から 18 か月のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内）に制裁措置の対象となる行為の存否及び採るべき措置の内容を決定し、(iv) 措置の決定後原則として 30 日以内（180 日の延期可能）に同措置を実施する。

〔制裁措置の理由〕

1) 制裁措置の発動が義務的とされる場合(301 条(a))

外国政府の措置や政策が、ガットその他の通商協定に違反し、米国の利益が否定されている場合、又は米国の商業に負担若しくは制限となるような不正な (unjustifiable) なものである場合、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

2) 制裁措置の発動が裁量的とされる場合(301 条(b))

外国政府の措置や政策が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、かつ米国の商業に負担又は制限となる場合には、USTR は制裁措置を発動することができる。ただし、「不合理」な外国政府の措置について、明確な定義は置かれておらず、「ある行為、政策、慣行は、それらが必ずしも合衆国の国際法上の権利の侵害、不遵守に至らなくても、不公正かつ不公平であれば不合理である」とのみ規定されている。

後は例示的に、外国政府による「企業設立機会の拒否」「知的財産権の保護の拒否」「市場機会の拒否」「輸出ターゲティング」「労働者の権

利拒否」等が挙げられているにとどまる。特に、私企業による組織的反競争的活動に対する政府の黙認 (toleration) が市場機会の拒否の例として挙げられているが、これは当該外国政府の「不作為」まで問題とするものであり、恣意的な運用につながるおそれが強いと言える。

＜国際ルール上の問題点＞

米国通商法 301 条パネル

1998 年 11 月、EU は米国通商法 301 条に基づく一連の手続は、USTR の調査開始後 18 か月以内に制裁発動を決定しなくてはならない旨 (304 条) 定めているため、WTO パネルの判断を経ずに米国政府による一方的制裁発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請、協議はまとまらず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の紛争解決機関 (DSB) 会合にて、米国通商法 301 条パネルのパネル報告書は採択された。パネルは、①米国通商法 304 条その他は、文言からは WTO 協定違反のようにみえるが、②米大統領が作成した同通商法に関する解釈指針や米国政府のステートメントを合わせ読むと同通商法を WTO に違反しない形で運用するよう指示されているので、通商法 301 条関連手続は WTO 協定違反とはいえない、としている。このパネル判断は、米国がパネル会合において行った約束を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国のステートメントどおりの履行を期待し、引き続き注視していく必要がある。また、パネルは上記解釈指針やステートメントといった行政府の自制措置がなければ通商法 301 条は WTO 違反との指摘をしているわけであり、この点につき米国は重大な警告として受け止めるべきである。なお、直接的には 301 条の規定に含まれないが、301 条の趣旨と手続論の下に策定された

スペシャル 301 条、電気通信条項、及び政府調達制裁条項（タイトルVII）についても、米国はその運用につき WTO 整合的に運用しなければならない。これらの点についても、米国の動向につき、今後も注意深く注視していく必要がある。

なお、調査開始までの手続を自動化する等、通常の 301 条の手続よりも硬直性及び一方的性格の強かったスーパー 301 条は、2002 年には失効したが、今後同様の法律が成立される可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

（スーパー 301 条に関する過去の動向については、2003 年版国報告書第 I 部第 1 章「米国」及び 2002 年版不公正貿易報告書第 II 部第 14 章「一方的措置」を参照。）

<最近の動き>

2002 年 3 月に発表された年次報告によれば、301 条に基づき調査が開始された件数は 121 件（スーパー 301 条又はスペシャル 301 条により開始されたものを含む）であり、減少傾向にあった。全調査開始案件のうち、11 件が制裁措置発動にまで至っており、制裁措置の内容は主として関税引上げであるが、輸入制限の例（スペイン、ポルトガルの EU 加盟に伴う EU による輸入制限）も存在する。なお、WTO 発足（1995 年）以降、301 条のみを根拠とする制裁措置の発動は行われていない。

なお、近年 301 条に基づき調査が開始された事例は、図表米－7 のとおりである。

（過去の動向については、2002 年版不公正貿易報告書第 II 部第 14 章「一方的措置」を参照。）

＜図表米－７＞ 近年の主な通商法 301 条に基づく調査開始事例

対 象	経 緯
EU ホルモン牛肉技術障壁	85 年 12 月 EU がホルモンを使用した食肉の輸入禁止を決定（88 年実施予定） 87 年 7 月 調査開始（職権） 9 月 米国が EU に対しガット 23 条協議要請 11 月 EU が輸入禁止実施 1 年延期決定 12 月 米国が職権で関税引き上げを決定。但し、執行は停止 89 年 1 月 EU が輸入禁止を実施 米国、制裁措置発動（骨なし食肉等 8 品目について 100 % の関税賦課）／ EU も対抗（ドライフルーツ、クルミにつき 100 の関税賦課） 2 月 EU が米国の制裁措置につきパネル要請したが、米国はブロック 96 年 5 月 米国申立のパネル設置（TBT 協定等） 6 月 EU が米国の制裁措置につきパネル要請 7 月 米国が制裁措置を終了 97 年 5 月 パネル報告書配布（米国勝訴） 6 月 EU が上級委上訴 98 年 2 月 上級委報告書採択（米国勝訴） 5 月 EU は勧告実施の期限である 13 日を過ぎても輸入禁止措置を継続。よって米国は制裁措置の承認を要請。 99 年 7 月 DSB は米国の制裁措置要請の一部を承認。米国は制裁措置を発動し、現在も継続中。
日本 自動車部品	・ 94 年 10 月 1 日職権により日本の自動車補修部品市場の規制について調査開始。 ・ 95 年 5 月 10 日クロ決定、制裁品目リスト発表。日本は対米 WTO 22 条協議を要請。 ・ 6 月 28 日の二国間協議決着を受けて制裁発動せず。
EU バナナ輸入制限	・ 94 年 10 月 17 日バナナ会社の提訴を受けて EU バナナ輸入制度について調査開始。 ・ 95 年 9 月 27 日本件調査は終了させ、WTO での解決を図るべく職権により新たな調査（下記参照）を開始。
	・ 95 年 9 月 27 日職権により調査開始。 ・ 95 年 9 月 28 日対 EU ガット 23 条協議要請。 ・ 96 年 5 月 8 日パネル設置。 ・ 97 年 5 月米国の主張を支持するパネル報告。 ・ 97 年 9 月 25 日上級委員会報告採択。 ・ 98 年 12 月 21 日対 EU 制裁品目リストを発表。 ・ 99 年 4 月 19 日 DSB が米国の制裁措置の一部を承認。米国は制裁を発動。 ・ 2001 年 4 月 EU・米、EU・エクアドル合意 ・ 2001 年 7 月 1 日 EU が過渡的な措置としてライセンス制度を実施。同日米が制裁措置の発動を解除。

対 象	経 緯
コロンビア、 コスタリカ EU へのバナナ輸出	・ 95 年 1 月 9 日職権により EU とのフレームワーク合意の下での両国の輸出制度について調査開始。米国は両国が EU と締結したフレームワーク合意（両国の輸出枠を増枠）破棄を求めた。 ・ しかし協議の結果、協力して EU にバナナ制度の改善を働きかける、同制度が WTO で違反とされたときには EU に協定整合化措置をとるよう働きかける等の二国間合意（コスタリカ 96 年 1 月 6 日、コロンビア 1 月 9 日）を締結。フレームワーク合意は破棄されなかった。 ・ 96 年 1 月 10 日クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁は発動せず。
韓国 農産品市場アクセス制限	・ 94 年 11 月 22 日肉類業界団体の提訴（韓国の冷凍肉流通期限等、基準認証制度が輸入制限にあたる）により調査開始。 ・ 95 年 5 月 3 日対韓国ガット第 22 条協議要請。 ・ 95 年 7 月韓国の制度改善（流通期限公定制の廃止の前倒し等）を内容とする二国間合意締結。 ・ 95 年 7 月 20 日 WTO に合意を通報、調査終了。
カナダ 放送政策	・ 95 年 2 月 6 日ケーブル TV 番組会社の提訴（加当局がカナダの競合企業の要求により有線放映権を取り消した）を受けて加の放送政策について調査開始。 ・ 95 年 6 月米加企業間で単一放送サービス会社を設立するとの暫定的な合意が成立、USTR は制裁リスト発表せず。 ・ 期限までに最終的な合意に達せず、96 年 2 月 7 日クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁発動せず。 ・ 96 年 3 月 7 日米加企業間で単一放送サービス会社を設立することで正式合意。USTR は差別的なカナダの放送政策を引き続き注視していくと発表。
EU 拡大	・ 95 年 10 月 24 日オーストリア、フィンランド、スウェーデンの EU 加入に伴う関税引上げについて職権により調査開始。 ・ 11 月 30 日 EU 拡大 24 条 6 項関税交渉が妥結し、12 月 4 日 EC 理事会により承認。 ・ EU 全加盟国の署名が済み次第調査を終了すると USTR が表明。 ・ EU との二国間合意により、調査の終了を決定。ただし、モニターは続けるとする。
日本 フィルム市場	・ 95 年 7 月 2 日コダック社の提訴を受けて調査開始。 ・ 96 年 6 月 13 日、日本政府の措置は「不合理」としてクロ認定。制裁措置発動については留保。ガット第 23 条、GATS 第 23 条（大店法等流通関連法令）、制限的商慣習に関する 1960 年締約国団決定各々に基づく 3 つの協議を要請。 ・ 96 年 10 月 16 日ガットに基づくパネル設置。 ・ 98 年 3 月 31 日パネル報告配布。 ・ 98 年 4 月 22 日パネル報告採択
カナダ 定期刊行物	・ 96 年 3 月 11 日職権によりカナダ政府の定期刊行物に関する制限的措置について調査開始。 ・ 96 年 3 月 18 日ガット第 22 条に基づく協議要請。97 年 3 月米国の主張を支持するパネル報告。上級委員会報告もこれを支持（97 年 6 月採択）。 ・ カナダが上級委員会報告に従う旨表明し、97 年 9 月 11 日調査終了。

対 象	経 緯
トルコ 興行収入への課税	・ 96 年 6 月 12 日職権によりトルコ政府の映画に係る差別的扱いについて調査開始。 ・ 96 年 6 月 25 日ガット第 22 条に基づく協議要請。更にパネルも設置されるがトルコが措置の撤回に合意したことから手続は進まず。97 年 7 月 17 日 WTO 紛争解決機関に二国間合意を通報。
EU 製粉澱粉	・ 97 年 3 月 8 日米国小麦グルテン産業協議会の提訴を受け EU の精製澱粉市場への補助金について調査開始。 ・ 97 年 6 月 6 日 EU との二国間合意に基づき協議を行うことを表明し、この協議の結果が出るまでは WTO への提訴を行わないとした。また、同日調査終了。
日本 農産物	・ 97 年 10 月 7 日職権により日本政府のある種の農産物に係る輸入禁止について調査開始。 ・ ガット第 23 条、農業協定第 19 条等に基づき協議要請。 ・ 97 年 11 月 18 日パネル設置。 ・ 98 年 10 月 27 日パネル報告。 ・ 98 年 11 月 24 日日本が上級委員会に申立。 ・ 99 年 2 月 22 日上級委員会報告書配布。 ・ 99 年 3 月 19 日上級委員会報告書採択。 ・ 99 年 12 月 31 日日本が勧告を実施した旨通報。
カナダ 乳製品	・ 97 年 10 月 8 日に米国乳製品製造者連合、米国乳製品輸出理事会、国際乳製品協会の提訴を受けてカナダの乳製品への輸出補助金等の措置について調査を開始。同時にガット第 22 条等に基づき協議要請。 ・ 98 年 3 月 25 日パネル設置。 ・ 98 年 5 月 17 日パネル報告書配布。 ・ 98 年 7 月 15 日カナダが上級委員会に申立。 ・ 99 年 10 月 13 日上級委員会報告書配布。 ・ 99 年 10 月 27 日上級委員会報告書採択。
EU プロセスチーズ	・ 97 年 10 月 8 日職権により EU のプロセスチーズへの輸出補助金について調査開始。同日ガット第 22 条、農業協定第 19 条等に基づき協議要請。
メキシコ 高濃度コーンシロップ	・ 98 年 5 月 15 日に米国とうもろこし精製者協会の提訴を受けて高糖度コーンシロップの市場アクセスに係るメキシコ政府の政策・慣行について調査を開始。 ・ 98 年 5 月 8 日協議要請。 ・ 98 年 11 月 25 日パネル設置。 ・ 2000 年 1 月 28 日パネル報告書配布。 ・ 2000 年 2 月 24 日パネル報告書採択。
カナダ 観光産業	・ 99 年 4 月 29 日に Border Waters Coalition Against Discrimination の提訴を受けて、カナダ（オンタリオ州）の観光産業（スポーツ・フィッシング）に対する規制について調査を開始。 ・ その後、何度かの協議を経て、オンタリオ州が当該慣行を撤廃したことから USTR は 99 年 11 月 5 日に 301 条上調査を中止。しかし、オンタリオ州の慣行を 306 条下で監視することを発表。

対 象	経 緯
カナダ 小麦	・ 2000 年 10 月 23 日にカナダの小麦ボードの貿易慣行につき調査を開始。 ・ 2002 年 12 月 17 日ガット 22 条等に基づき協議要請。 ・ 2003 年 3 月 31 日パネル設置。
ウクライナ 海賊版 CD	・ 2001 年 3 月 12 日 職権により調査開始 ・ 2001 年 12 月 20 日 クロ決定。75 百万ドルの報復関税の賦課を決定。

(2) スペシャル301条（1988年包括通商競争力法第1303条によって改正された1974年通商法182条）

＜措置の概要＞

スペシャル 301 条は、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を、USTR が「優先国」として指定し、貿易障壁年次報告書の提出後 30 日以内に調査を開始することを義務づけている。

通常の 301 条手続では 12 か月、協定違反事件の場合は同協定に規定される紛争解決期限後 30 日又は 18 か月の調査期間が規定されているのに対して、それを 6 か月（複雑な場合は 3 か月の延長が可能）とする迅速な手続を規定している点に、スペシャル 301 条の特徴があった。

1994 年のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、TRIPS 協定に関する事項については、調査期間を従来の 6 か月から通常の 301 条手続きと同様の 18 か月とした（TRIPS 協定に関しない事項についての調査期間は従来どおり 6 か月）。

＜国際ルール上の問題点＞

米国はある国が TRIPS 協定を遵守している場合でも、TRIPS 協定対象外の分野で米国の知的財産権を侵害している国については、今後とも優先国として指定していくとしている（協定の水準を超える保護の要求等）。これは、「協定対象外の事項については、WTO 紛争解決手

続によらない一方的制裁措置も可能である」とする米国の立場を反映したものであるが、その問題点は先に指摘したとおりである。

＜最近の動き＞

2005 年 4 月 28 日（日本時間 29 日）に USTR より公表された「2005 年スペシャル 301 条報告書」によると、不当な光学メディアの製造・販売を阻止するための十分な法的強制措置をしていないなどとして、昨年に引き続き、ウクライナが「優先国」に指定された。2002 年 1 月 23 日に発動した 7,500 万ドルのウクライナへの制裁措置は、光学メディアの著作権侵害と戦うために 2000 年に米国とウクライナとの間で締結されたジョイント・アクション・プラン遵守のため、引き続き継続される。

「優先監視国」としては、14 の国と地域（アルゼンチン、ブラジル、エジプト、EU、インド、インドネシア、クウェート、レバノン、パキスタン、フィリピン、ロシア、中国、イスラエル、ベネズエラ、及びトルコ）、「監視国」として、アゼルバイジャンなど 36 カ国が指定された。また昨年に引き続き、中国が「306 条監視国」（知的財産に関する二国間協定の履行が不十分）に指定されている。中国は、2005 年初頭に実施された定期外レビュー（Out-of-Cycle Review）の結果、WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」と 2004 年 4 月に開催された米中合同商業委員会（JCCT）における義務の遵守に対する深刻な懸念があるとして、

「優先監視国」に警戒度が引き上げられ、「306 条監視国」となった。なお、日本はいずれにも指定されていない。

2005 年は 7 カ国（ウクライナ、ロシア、フィリピン、インドネシア、カナダ、EU、サウジアラビア）に対する定期外レビューが行われる予定。

（過去の動向については、2002 年版不公正貿易報告書第 II 部第 14 章「一方的措置」を参照）

（3）電気通信条項（1988 年包括通商競争力法第 1371～1382 条、「1988 年電気通信貿易法」）

<措置の概要>

電気通信条項は、大きく 2 つの部分からなる。

第 1 は、制裁を背景とする交渉である。USTR は、米国の電気通信機器及びサービスにとって「相互に有益な市場機会」を否定する国を調査して「優先国」として指定し、大統領は、USTR の指定後、二国間又は多国間協定を締結するために当該国との交渉を開始しなければならない。仮に一定期間内（本法の制定日から 18 か月、追加的指定の場合は指定日から 1 年）に協定が締結できなかった場合は、大統領は、電気通信機器の輸入や政府調達に関する米国の義務の撤回等の様々な措置をとることができる。

第 2 は、「通商協定実施状況レビュー」である。USTR は、電気通信に関する米国と外国との通商協定が遵守されているかどうかを検討・決定し、遵守されていないと決定した場合、301 条の強制的措置の発動要件が満たされたものとみなして制裁措置をとることができる。前出のスペシャル 301 条が通常の 301 条の調査開始に関連づけて発動されるのに対し、電気通信条項では新たに調査を行うことなく、直ちに 301 条自体のクロ決定があったものとみなされる点が特徴的である。

<国際ルール上の問題点>

電気通信条項の適用分野が WTO 協定の対象外である場合においても、当該制裁措置の内容が WTO 協定に反している場合は、既述のとおり当該適用は WTO 協定違反となる。

<最近の動き>

USTR は 2005 年 3 月 31 日、1988 年包括通商競争力法第 1377 条に基づく電気通信通商協定実施状況レビュー報告書を発表している。その中で、USTR は主要な問題として以下の 5 点をあげている。

- ・ 移動通信ネットワークにおける高い相互接続料金
- ・ 専用線および海底ケーブルへの接続と利用の制限
- ・ ライセンス料などの過度な規制
- ・ 負担となる検査や認証条件
- ・ 政府による特定の技術標準の義務化

なお、上記のほか、日本とメキシコについては、追加的に特定の指摘事項が示されている。

（主要問題点の概要）

① 高い移動通信接続料金

過去 2 年以上にわたり、一般的な傾向として、移動通信接続料金は低下してきたが、いくつかの国では引き続き高い接続料金が懸念される。特に、オーストラリア、コロンビア、EU 加盟国（特にフランスおよびドイツ）、日本、ニュージーランド、ペルー、スイスでは移動通信接続料金が低い。

フランスは米国の消費者と企業が支払う接続料金を下げる重要な第一歩を踏み出し、オーストラリアも接続料金を下げるなどの決定を 2004 年に行い進展が見られる。その他の国では、市場における接続料金を見直し始めたものの、その対応が遅い。

日本では、NTT ドコモの接続料金は昨年の4%に続いて今年は3%低下したが、その低下速度は遅い。接続料金は多くの OECD 諸国の水準を上回る可能性があり、既に韓国の3倍となっている。

②専用線及び海底ケーブルへの接続制限

専用線と海底ケーブルへの接続と利用に際し、不合理あるいは差別的な扱いが存在する。当該慣行はサービスプロバイダーが競争的なサービスを提供する能力を妨げている。具体的には専用線の事前設定時間（プロビジョニングタイム）が長すぎることで、専用線の価格水準が高すぎることで、専用線の提供方法が潜在的に差別的であること。懸念される国はドイツ、インド、シンガポール。

③ライセンス料等の過度な規制

市場における過度な規制が、米国の情報通信プロバイダーの海外市場における効率的な競争能力を著しく阻害している。規制の例として高いライセンス料、最低資本金、再販制限や外国企業との提携制限があげられる。特に懸念される国は、中国、コロンビア、インド。

④負担となる検査や認証条件

端末装置に関する検査や認証の義務付けは不必要な負担である。特にメキシコの同規制案と、韓国の検査手続きと政策が懸念される。

⑤政府による特定の技術標準の導入

情報通信サービスや装置に関し、ある特定の技術標準を政府が義務付けることについて懸念が増大している。特定標準の義務付けは、企業の技術選択の余地を狭め、米国企業の市場参入障壁となる。

特に中国と韓国については、情報通信サービ

ス提供者が技術を最大限選択できるよう監視していく。

（追加的指摘事項）

①日本

日本の情報通信市場について、① NTT 東日本と NTT 西日本によって提案されている不当に高い有線回線の接続料金の増加、②移動通信回線提供者に対する新たな周波数の割り当てにおける透明性の欠如、の2点が問題。有線回線の接続料金を競争可能な水準にまで引き下げる措置の促進、及び十分な競争の促進と、周波数の割り当て過程における透明性と公平性の改善を優先する新たな周波数の割り当て計画を実行が必要。

②メキシコ

Telmex による極めて高いオフネット接続料金を懸念（競争にさらされていない地域通話料金が他の接続料金水準の6倍に達する）。

（過去の動向については、2002年版不公正貿易報告書第II部第14章「一方的措置」を参照。）

（4）政府調達制裁条項（タイトルVII） （1988年包括通商競争力法第7003条によって修正された連邦 バイ・アメリカン法）

＜措置の概要＞

本条項は、大統領は1990年から1996年までの間、毎年議会に対して、政府調達において諸外国が米国産品又はサービスに対して行っている差別的取扱いに関する報告書を提出し、USTRはそれに基づき直ちに協議を開始する旨規定し、その後、1999年から2001年にも報告書を提出するよう定めた。

具体的には、協議開始後60日以内に報告書に掲げられた問題の措置が撤廃されない場合は、

それが政府調達協定違反であれば、政府調達協定の紛争解決手続を開始し、18 か月以内に紛争が解決しない場合には必要な制裁措置（調達禁止措置）をとり、その他の差別的調達慣行については、二国間協議を行い、協議開始後 60 日以内に撤廃されない場合は必要な制裁措置（調達禁止措置）を取るものとされている。

なお、米国は日米包括協議の中で政府調達を優先 3 分野の 1 つに掲げる一方、1994 年 7 月には日本の通信及び医療技術の調達を差別的と認定した。しかし、その後両国間で協議を行った結果、1994 年 9 月末の制裁発動期限前に合意が成立し、制裁措置の発動には至らなかった。

< 国際ルール上の問題点 >

18 か月以内に紛争が解決しない場合等の制裁措置については、DSU 23 条が禁止している一方的措置に違反する可能性がある。

< 最近の動き >

2002 年 4 月 30 日の発表では、差別的政府調達慣行の指定は無かったが、監視対象であり、当該国政府と協議中である事項として、日本の公共事業、台湾の差別的政府調達慣行と手続き条の障害、カナダの州政府の調達慣行、ドイツ政府の「保護条項」の 4 点が指摘された。

2002 年の報告書の発表以降、新たな報告書は発表されていないが、タイトル VII については、米国政府が WTO 協定に整合的な運用を行うよう、今後とも注視していく必要がある。

（過去の動向については、2002 年版不正貿易報告書第 II 部第 14 章「一方的措置」を参照。）

< 図表米－8 > これまでタイトル VII に基づき差別的と認定された事例

対象国	概 要
ドイツ	重電機器 96 年 4 月 差別的政府調達慣行として指定。 7 月 制裁実施の 90 日間延長決定。 10 月 ドイツ側が公平な政府調達実現に向けて努力することに合意したとして再度制裁実施の延長決定。（同時にスーパー 301 条の監視品目に指定し、制度改正を見極めることとした。）
韓国	空港建設プロジェクトの入札 99 年 4 月 差別的政府調達慣行として指定 6 月 政府調達協定パネル設置 2000 年 6 月 韓国の措置は協定整合的とのパネル報告書が採択される。

(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項

< 措置の概要 >

2000 年 5 月に成立したアフリカ CBI 法（Trade and Development Act of 2000）は、WTO パネルで勧告されたケースにつき実施が

果たされていない場合に、制裁を効率化させることを目的として、あたかも回転木馬（carousel）のごとく、USTR に貿易制裁対象品目を 180 日ごとに入れ替えることを義務づけるカルーセル条項を含む。EU 敗訴ケースの実施（ホルモン牛肉、パナナケース）が速やかに行われな

いことに対し、制裁の効果を上げて実施圧力を高めることを目的とする。

＜国際ルール上の問題点＞

本件は、制裁対象品目を定期的に入れ替えることにより、制裁承認時に想定されていた義務の停止の程度を越えた貿易制裁効果が生じる可能性があり適切でない。かかる措置は、DSU 22条4項（制裁の同等性）を含むWTO諸条項に抵触する可能性がある。本条項による制裁品目の入れ替えは未だ行われていないが、DSU不整合的に運用されないよう、実際の運用を注視していく。

＜最近の動き＞

EUは2000年6月に協議要請（22条協議）を行い、日本も第三国参加を要請したが、米国により参加は拒絶された。本件については、参加が認められた国と認められなかった国につき米国は差別的な扱いを行っており、我が国は米国に対して抗議の書簡を送付している。

2. その他

米国の国内法には、米国の対外通商政策や安全保障政策上の理由により、米国外の自然人・法人に対して制裁措置を適用することを定めている法律が幾つか存在する。これらの法律の中には、例えば、制裁対象国への投資を行った外国企業に対して罰則を定める等、直接投資等による事業活動への障害となっているものが多い。これらは第II部第14章で定義する「一方的措置」の問題ではないが、多くのWTO協定上の問題をはらむとともに、外国企業に対しても自国が設定した「ルール」に基づき違法性を判断し、自国法を適用しようとする点で類似する問題点を有している。ここでは、法律の内容を整理するとともに、各法律に規定されている

個々の措置が含むWTO協定上及び国際法上の問題点について検討する。

(1) ヘルムズ・バートン法（Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996）

＜措置の概要＞

1959年のキューバ革命以後、米国はキューバに対して貿易制限措置を取っており、1992年にはキューバ民主主義法（トリチェリ法）により制裁を強化していた。その後、米国民間小型機がキューバ軍機により撃墜されたことを契機として1996年3月に発効したのが本法である。

本法は、第I章で、既存のキューバ制裁関連法令に言及する形で、キューバに対する間接金融の禁止（103条）、特定のキューバ製品の輸入に関する制限（110条）等を定めるほかに、以下のような規定を有している。

〔第III章関連〕

1959年以後にキューバ政府に接収された資産の「取引（trafficking）」を行った者は、本章発効の日から3か月経過した後は、その資産に対する損害賠償金請求権を有する米国民に対して責任を有するものとされる。請求訴訟は米国の国内裁判所が管轄権を有する。

〔第IV章関連〕

米国人の資産を接収した外国人または接収財産の「取引」に関与する外国人の米国入国査証発給の拒否及び入国の制限を定める。

第III章については1996年8月の発効後、クリントン政権においては提訴開始時期を半年毎に延長し続けて、実際の適用は行われなかった。なお、ブッシュ政権においてもその対応は継承され、2005年7月には、2005年8月1日から半

年間、同措置の適用を延期することを決定した。

他方、第Ⅳ章に関しては、カナダの鉱物資源会社やメキシコの電話会社が実際に適用を受けている。

＜国際ルール上の問題点＞

ヘルムズ・バートン法は、WTO 協定上の問題点も存在するが、同時に米国の国内法を第三国の企業にも適用しようとするものであり、国際法上許容されない域外適用になり得る。米国は国際法との整合性を確保しつつこれらの制裁法を慎重に運用すべきであり、特に、第三国の企業に対するこれらの制裁法の適用は差し控えるべきである。我が国をはじめ各国は、本法が特に米国外の企業をも対象としている点について、強く懸念を表明してきた。さらに、EU は、域内の自然人・法人に対して第三国の措置に従うことを禁止した規則を 1996 年 11 月に発効させ、これに引き続いてカナダ、メキシコも各々対抗立法を制定した。

WTO の場では、EU が 1996 年 5 月にヘルムズ・バートン法に対して協議要請を行い、協議による解決が得られなかったのを受けて、96 年 11 月にパネル設置が決定された。1997 年 4 月、米国政府が第Ⅳ章についても大統領に延長権限を付与すべく議会に求めていることと引き替えに、EU は WTO のパネル手続を停止する旨合意したが、何の進展のないまま、1998 年 4 月にパネルは消滅した。

＜最近の動き＞

その後、1998 年 5 月の米 EU 首脳会談において、米国と EU は「収用された投資資産に関する了解」について合意し、米国はヘルムズ・バートン法第Ⅳ章の適用を除外する権限を大統領に付与する法律の早期成立を目指すこととなったが、米議会内のヘルムズ・バートン法支持派

が同合意に対する反対姿勢を強めたことなどにより、現在のところ、米国議会では本法の改正に向けた具体的な動きは見られておらず、米 EU 間での話し合いも行われていない。

なお、1999 年には米議会上下両院の外交委員会がスペインのホテル会社(キューバで 12 軒のホテルを経営) に対して、ヘルムズ・バートン法第Ⅳ条を適用するよう米務省に圧力をかけるなど、EU 側を刺激する動きもみられたが、その後追加的な動きは無い。

(2) ミャンマー制裁法(第Ⅱ部第 13 章「政府調達」 3. 主要ケース参照)

(3) イラン・リビア制裁法(ILSA : Iran and Libya Sanctions Act of 1996)

＜措置の概要＞

前述のヘルムズ・バートン法と類似の米国内法に、イラン・リビア制裁法(通称 ILSA)がある。米国は、イラン・リビアに対しても、「テロ対策」の観点から制裁を強化し、外国企業も対象とする(但し既存の契約は除外)イラン・リビア制裁法を制定、1996 年 8 月に発効した。

本法は、年間 2000 万ドルを超える「投資」を行い、それがイラン・リビアにおける「石油資源開発に直接的かつ著しく貢献した」と大統領が判断する者を制裁対象者として、

- ① 制裁対象者への輸出に対する米国輸出入銀行の支援の禁止
- ② 制裁対象者向けの輸出に係る米国当局による輸出許可発行の禁止
- ③ 制裁対象者への米国金融機関による年間 500 万ドルを超える融資の禁止
- ④ 制裁対象者が金融機関である場合、かかる金融機関による米国債引き受け等の禁止
- ⑤ 制裁対象者からの政府調達の禁止

⑥ 米国の「国際緊急事態経済権限法」に基づく制裁対象者からの輸入制限の6つの制裁措置の2以上を課すことを定めている。

1998年5月、米国は、EU、ロシア、マレーシアの各政府と兵器不拡散及びテロ防止に向けて協調する旨合意したことを背景に、フランスのトータル社、ロシアのガスプロンプ社、マレーシアのペトロナス社の3社に対して、同法の適用を免除することを決定した。

＜国際ルール上の問題点＞

イラン・リビア制裁法に基づく制裁措置のうち、②と⑥についてはガット第11条(数量制限の一般的禁止)に違反する可能性があり、また⑤については、政府調達協定第3条(供給者の無差別待遇)、第8条(供給者の資格審査)に違反する可能性があり、安全保障例外(ガット21条、政府調達協定23条)によって救済されない可能性もある。また、上記の制裁措置は、ヘルムズ・バートン法と同様、国際法上許容される範囲を超えた過度な域外適用となるおそれがある。現在のところ制裁措置が実際に発動された例はないが、仮に上記の3社について制裁措置が免除されるのであれば、日本を含む他の全ての国の企業にも同様に適用が免除されるべきである。

＜最近の動き＞

イラン・リビア制裁法は2001年8月に期限が切れることとなっていた。米国内産業界からは、このような米国独自の制裁措置は米国のビジネス機会の喪失のみならず、改革の途上にあるイランにとってはその障害になるものとして、期限延長に反対する姿勢を明らかにしていたが、米議会内では5年間の延長を実施すべきとの主張が主流であった。一方、米国政府は非公式に

2年間の延長を主張していたが、結論としては、5年間の延長との法案にて2001年8月3日に大統領により署名され、改正法案が成立した。

改正法案の変更点をまとめると以下の通りである。

- ① 法律期限延長後の新たな有効期限は2006年8月5日。
- ② 制裁の対象となる対リビア投資の投資額の下限は、4千万ドルから2千万ドルに引き下げ(2001年6月13日以降の投資に適用)。
- ③ 新イラン・リビア制裁法施行後24か月経過後から30か月を経過するまでの間に、大統領は議会に対して以下を報告する。また、大統領は本法を廃止又は修正すべきか否かについての意見を本報告に含めることが出来る。
 - ・本法によってとられた貿易関連措置が、本法及びその他の外交政策上の目的またはイラン、リビアに関連した米国の国家安全保障上の目的達成にいかに効果的であったか。
 - ・本法によってとられた貿易関連措置が、イラン、リビア及び制裁対象となった者の属する国またはその他の国において人道上の影響を及ぼしたか。
 - ・本法によってとられた貿易関連措置が、イラン、リビア関連以外の米国の国家安全保障、経済、外交上の利益に与えた影響。また、友好国との二国間関係や米国経済そのものに与えた影響。

しかし、近年のリビアによる大量破壊兵器廃棄・査察受け入れ表明等欧米諸国との関係正常化の動きに伴い、米国は2004年4月23日、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき実施しているリビアに対する経済制裁の大部分を解除。併せて、「イラン・リビア制裁法」のリビアに関する部分を失効させた。これによりリビアとの商業活動、金融取引、投資の再開が認められ、

石油取引も解禁された。また、ブッシュ大統領は2005年9月28日、リビアに対する防衛兵器の輸出を制限する2つの武器輸出管理法の適用撤回を表明。これにより、米国企業はリビアの化学兵器を破棄する取組みに参加することや、リビアが購入した輸送機を補修することが可能となった。ただし、テロ支援国家の指定自体はいまだ解除されていない。

一方、イランに対する制裁としては、2005年に、イランの民主主義を促進する政策の支援条項を盛り込んだ同法改正法案（イラン自由支援法案）が上下院議会にそれぞれ提出されたが、審議は進んでいない。それら改正法案の主な改正事項は以下のとおり。

- ① リビアに関する強制的制裁条項の削除
- ② イランの大量破壊兵器又は大量の通常兵器の取得または開発を援助する個人又は組織に対する強制的制裁の追加
- ③ イランの石油開発を援助する個人の制裁に関する条項を含む、多国籍間の監視体制に関する報告提出義務の改訂
- ④ 制裁対象範囲の拡大
- ⑤ サンセット条項の削除

以上3つの制裁法について我が国は、2005年12月、日米規制改革イニシアチブの一環として日米で要望書を交換した際、「各制裁法に基づく措置については、国際法との整合性を確保しつつ本法を慎重に運用するよう強く要望する。」旨を米国政府に対し要望している。

(4) 再輸出管理制度

<措置の概要>

米国の再輸出管理制度では、仮に日本からの輸出であっても、例えば①米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）、②米国原産品目が一定レベルを超えて含まれる製品（組込品）、③米国原

産の技術、ソフトを使用して製造された特定の直接製品、④米国の直接製品を主要部分とするプラントで製造された製品を輸出する場合は、米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

<国際ルール上の問題点>

米国の再輸出管理制度については、米国の各種法規の中でも、従来から、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の域外適用がなされるおそれがあるとされてきた。また、我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、こうした二重の規制を課す事は不要である。加えて、米国の輸出者が輸入者（再輸出者）に対して米国からの輸出品目に関する十分な情報（輸出管理品目番号（ECCN）等）を提供することが義務付けられていないため、輸入者（再輸出者）による品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

<最近の動き>

我が国は、2002年から開催されている日米規制改革及び競争政策イニシアチブ（以下、日米規制改革イニシアチブ）等の場において本件を取り上げ、米国国内法の過度な域外適用のおそれについて指摘し、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している我が国からの輸出について、米国再輸出管理の適用除外とするよう、求めてきた。また、適用除外が実現するまでの当面の措置として、①法律の細部まで理解できるような日本語のホームページを開設するとともに、在日米

国大使館に輸出管理の専門家を配置し、相談窓口を設置すること、②我が国企業が規制の該非判定をするために十分な製品情報の提供を米国の輸出者が行うことを義務化するよう要望してきた。

この結果、2003年4月には米国再輸出管理制度の概要が日本語で商務省のウェブサイトに掲載され、2003年6月には米国輸出管理セミナーが東京で開催される等、米国再輸出管理に関する理解を深めるための措置が米国政府によって講じられた。また、2003年11月には、輸出者が輸出管理品目番号(ECCN)等の品目情報を輸出先に提供すべきである旨を盛り込んだ“Best Practices for Transit, Transshipment, and Reexport of Items Subject to the Export Administration Regulations (以下、“Best Practices”)”が作成された。しかしながら、この“Best Practices”には法的拘束力がなく、米国からの輸出品目に関する情報を輸入者(再輸出者)が入手する上での問題を根本的に解決するものとはなっていない。

この点を踏まえ、我が国は、改めて日米規制改革イニシアチブの場において①日本の輸入者(再輸出者)に輸出管理品目番号(ECCN)を含む品目情報の十分な提供を行うよう米国の輸出者に義務付けること、②米国輸出管理当局が許可(ライセンス)を付与する案件については、前述の情報提供を再輸出者に行うことを許可の要件にすること、③その情報が提供されない場合においては、日本の再輸出者を米国再輸出規制の適用から除外することを求めていくこととし、2005年12月、その旨を盛り込んだ同イニシアチブ対米要望書を米国政府に手交した。